

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画

子どもがまんなか ～みんなで育む子どもの笑顔～

盛 岡 市

はじめに

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、未来に向けて無限の可能性を秘めています。生き生きとして喜びに溢れたその笑顔は、人々にやすらぎと幸せを与えてくれます。

そんな子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。少子化が進み、社会の発展に及ぼす影響が指摘されているほか、子ども自身の発達に与える影響も懸念されております。

本市においては、平成14年3月に「盛岡市新児童育成計画」を策定し、子育て支援に取り組んでまいりましたが、未婚化、晩婚化や核家族化が進み、また、子育てについての相談相手もなく一人で悩み育児に不安や負担を感じる親が増えてきています。

このような状況に対応するため、盛岡市では、新たに「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、男女がともに夢を持ち、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを総合的に推進することとしました。

この行動計画は、「子どもがまんなか ～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として定め、地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり、大切な子どもたちの笑顔が街中にあふれる地域社会づくり、そして子育てに喜びを感じることができるまちの実現を目指して、具体的事業と目標を掲げ、社会全体で子育てを支えていこうとする内容となっております。

今後、この行動計画により具体的事業を推進し、児童の健全育成に努めてまいります。そのためには、行政や学校、家庭だけではなく、地域社会全体で子どもが育つ環境づくりを進めることがより重要であります。

なお、この行動計画の策定にあたりましては、各界の有識者や子育てに関連する団体、また、現に子育てを行っている方から構成されました「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会」において検討、協議していただき、計画に反映したところです。ご協力をいただきました委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

盛岡市は、県庁所在都市の中で最も住みやすいまちと評価された全国に誇れるまちです。城下もりおかのまちづくりから400年を超える歴史と風土の中で、子どもたちが夢と誇りを持って育ち、新しい盛岡市を築くことができるように、今後とも、市民の皆様や関係団体のご理解とご支援、ご協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

平成17年3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 盛岡市の現状	2
1 少子化の動向	2
(1) 人口等の推移	2
(2) 世帯の状況	5
2 未婚率の推移等	5
(1) 出生率の低下に関する意識	6
(2) 結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えた理由	7
(3) 子育てに関する不安や悩み	8
3 少子化の影響	10
(1) 経済成長と生活水準への影響	10
(2) 子どもの健全な成長への影響	10
(3) 地域社会の活力の低下	10
4 子どもの生活の状況	10
(1) 就学前の子どもの状況	10
(2) 放課後の子どもの状況	11
5 保育サービス等の状況	12
(1) 保育所等の状況	12
(2) 特別保育の状況	14
(3) 子育て支援事業の状況	17
(4) 子育て短期支援事業の状況	18
(5) 児童の健全育成の状況	19
6 母子保健の状況	20
(1) 妊娠・周産期の保健の状況	20
(2) 乳幼児期の保健の状況	23
(3) 子育て支援の状況	26
(4) 早期療育システム	27
(5) 小児救急医療体制の状況	28
(6) 医療費の受給制度	30

7	教育環境の状況	30
	(1) 学校教育の充実	30
	(2) 生涯学習環境の整備	30
8	子育てを支援する住環境の整備	31
	(1) 住環境の整備	31
9	就労環境の動向	31
	(1) 就労者数の変化	31
	(2) 勤労者の働く環境の整備	32
10	子どもの安全の確保	34
	(1) 子どもの安全対策	34
	(2) 少年の非行防止	34
	(3) 子どもの消費者被害防止	34
11	保護を必要とする子どもの状況	35
	(1) 児童虐待の状況	35
	(2) 一人親世帯の状況	36
	(3) 障害児の状況	38

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	40
2	基本的な視点	40
	(1) 子どもの幸せを考える視点	40
	(2) 安心して子育てができる視点	41
	(3) 地域社会みんなで子育てを支援する視点	41
3	施策の基本的方向	41
	(1) 地域における子育ての支援	41
	(2) 母と子どもの健康の確保・増進	41
	(3) 子どもの教育環境の整備	41
	(4) 子育てを支援する生活環境の整備	42
	(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	42
	(6) 子どもの安全の確保	42
	(7) 保護を必要とする子どもへの取り組みの推進	42
	計画の体系	43

第4章 計画の推進

1	地域における子育ての支援	44
	(1) 子育て支援サービスの充実	44

(2) 保育サービスの充実	48
(3) 子育て支援のネットワークづくり	48
(4) 子どもの健全育成.....	49
2 母と子どもの健康の確保・増進.....	49
(1) 子どもや母親の健康の確保	50
(2) 「食育」の推進.....	52
(3) 思春期保健対策の充実	52
(4) 小児医療の充実.....	52
3 子どもの教育環境の整備	53
(1) 次代の親の育成.....	54
(2) 学校の教育環境等の整備	54
(3) 家庭や地域の教育力の向上	57
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	59
4 子育てを支援する生活環境の整備	60
(1) 良質な住宅の確保.....	60
(2) 良好な居住環境の確保	60
(3) 安全な道路交通環境の整備	61
(4) 安心して外出できる環境の整備.....	61
(5) 安全・安心まちづくりの推進.....	62
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	62
(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し	63
(2) 仕事と子育ての両立の推進	63
6 子どもの安全の確保	64
(1) 子どもの交通安全の確保	64
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	65
(3) 子どもの安全対策.....	65
7 保護を必要とする子どもへの取り組みの推進.....	66
(1) 児童虐待防止対策の充実	67
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進.....	67
(3) 障害児施策の充実.....	69

第5章 目標数値の設定

1 地域における子育ての支援.....	71
2 母と子どもの健康の確保・増進.....	74
3 子どもの教育環境の整備	75
4 子育てを支援する生活環境の整備	78

5	職業生活と家庭生活との両立の推進	80
6	子どもの安全の確保	81
7	保護を必要とする子どもへの取り組みの推進	82
第6章 計画の推進体制		84
1	盛岡市次世代育成支援対策推進地域協議会の設置	84
2	関係機関との連携強化	84
3	次世代育成支援事務局の設置	84

資料編

1	盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画の策定経過等	85
2	盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会	85
3	盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査結果について	87

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と目的

平成 14 年 1 月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因であった未婚化・晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、国は総合的な少子化対策を推進するため、平成 15 年 7 月に次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法律により、地方公共団体及び企業は、今後 10 年間の「次世代育成支援行動計画」を策定し、集中的・計画的に子育て支援に取り組むこととされています。

盛岡市では、少子化対策として、平成 14 年 3 月に「盛岡市新児童育成計画」を策定し、安心して子どもを産み、育てるための環境づくりに取り組んできました。

しかしながら、核家族化が一般化するとともに地域社会の連帯意識の希薄化が進む中で、親が子どものしつけに不安を持ち、育児そのものにも負担を感じるなど、親の意識に変化が見られるため、このような状況に的確に対応した支援策を講じる必要があります。

そこで、男女がともに夢を持ち、次世代を担う子どもを健やかに育てることができる環境づくりを総合的に推進し、少子化の流れを変えるため、新たに「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、市民とともに「子どもがまんなか ～みんなで育む子どもの笑顔～」の実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、「盛岡市新児童育成計画」その他の関連する計画の進捗状況を踏まえるとともに、「盛岡市基本構想」や「盛岡市地域福祉計画」との整合性を図りながら、盛岡市の少子化対策や子育て支援に関する施策を推進するための指針となるものです。

3 計画期間

「次世代育成支援対策推進法」により、計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

本計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までの前期 5 年間の計画となっています。平成 22 年度から平成 26 年度までの後期 5 年間の計画は、平成 21 年度に計画の見直しを行って策定します。

なお、計画の推進に当たっては、年度ごとに実施状況を把握・点検して市民に公表します。

第2章 盛岡市の現状

1 少子化の動向

(1) 人口等の推移

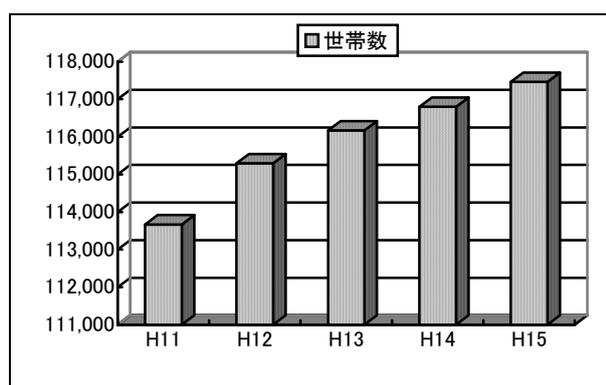
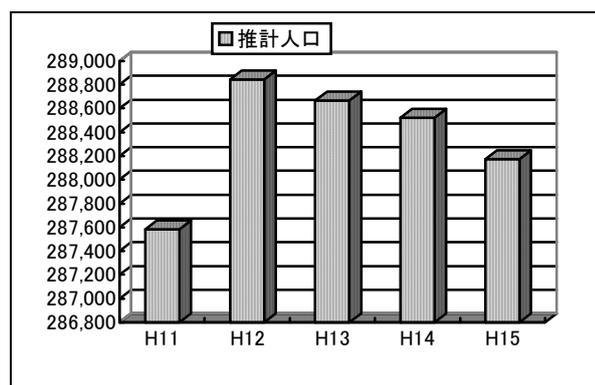
本市の人口は、国勢調査を基準とした推計人口によると、平成11年から平成12年では増加していますが、平成13年以降は減少で推移しています。世帯数については、人口とは逆の傾向を示しており、年々増加しています。

表1 推計人口と世帯数

区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
推計人口(人)	287,583	288,843	288,667	288,523	288,173	288,107
世帯数(世帯)	113,669	115,293	116,171	116,796	117,462	118,138

※毎年10月の推計人口

※推計人口とは、国勢調査を基準として、各月の出生、死亡、転入、転出、外国人登録及び帰化の届出数を加減して、各月の常住人口とみなしている人口です。



① 年齢3区分による人口の推移

総人口に占める年少人口(0歳～14歳)と老年人口(65歳以上)の推移は対照的で、老年人口は、昭和55年から平成12年までの20年間で、およそ2.5倍に増加しているのに対し、年少人口は、全体的に減少傾向にあり、昭和55年を100として、平成12年には73.2まで低下しています。

平成16年は住民基本台帳の各歳別人口統計表によるものであり、単純な比較はできないものの、老年人口は昭和55年を100として275.2とさらに増加しているのに対し、年少人口は67.9とさらに減少しています。

人口の年齢区分構成をみると、昭和55年当時、年少人口が23.3%を占めていましたが、平成12年には8.0ポイント低下し15.3%になっています。また、老年人口については昭和55年当時7.1%ありましたが平成12年には8.5ポイント上昇し15.6%を占めています。

一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和55年以降、約70%の横ばいで推移しています。

平成16年においては年少人口は14.5%とさらに低下し、老年人口は17.9%とさらに増加しており、平成12年以降は年少人口と老年人口の割合が逆転しており、少子・高齢化が着実に進行していることを表しています。

表2 年齢3区分人口と各年代別児童人口

区分	総人口(人)	年少人口(0～14歳)			生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	
		0～5歳	6～8歳	9～14歳			
昭和55年	258,740	60,253	23,939	13,267	23,047	180,054	18,341
	100.0%	23.3%	9.3%	5.1%	8.9%	69.6%	7.1%
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
昭和60年	272,776	59,983	22,236	11,815	25,932	190,200	22,593
	100.0%	22.0%	8.2%	4.3%	9.5%	69.7%	8.3%
	(105.4)	(99.6)	(92.9)	(89.1)	(112.5)	(105.6)	(123.2)
平成2年	278,497	53,962	19,947	10,962	23,053	195,711	28,679
	100.0%	19.4%	7.2%	3.9%	8.3%	70.3%	10.3%
	(107.6)	(89.6)	(83.3)	(82.6)	(100.0)	(108.7)	(156.4)
平成7年	286,478	49,647	18,165	9,757	21,725	200,237	36,566
	100.0%	17.3%	6.3%	3.4%	7.6%	69.9%	12.8%
	(110.7)	(82.4)	(75.9)	(73.5)	(94.3)	(111.2)	(199.4)
平成12年	288,843	44,134	16,406	8,584	19,144	199,462	45,189
	100.0%	15.3%	5.7%	3.0%	6.6%	69.1%	15.6%
	(111.6)	(73.2)	(68.5)	(64.7)	(83.1)	(110.8)	(246.4)
《参考》 平成16年	281,910	40,896	15,650	7,877	17,369	190,535	50,479
	100.0%	14.5%	5.6%	2.8%	6.2%	67.6%	17.9%
	(109.0)	(67.9)	(65.4)	(59.4)	(75.4)	(105.8)	(275.2)

※国勢調査。各年の総人口には、年齢不詳を含んでいます。

※平成16年は住民基本台帳（9月末現在）。

※各年中段は年齢区分人口の構成比を、下段（ ）は昭和55年を100.0とした場合の指数を表しています。

② 出生数及び合計特殊出生率

ア 出生数と就学前児童数

出生数については、減少傾向が続いており、平成12年の2,802人から平成15年の2,578人へと減少しています。

また、就学前児童数については出生数と連動する形で減少傾向が続いており、平成

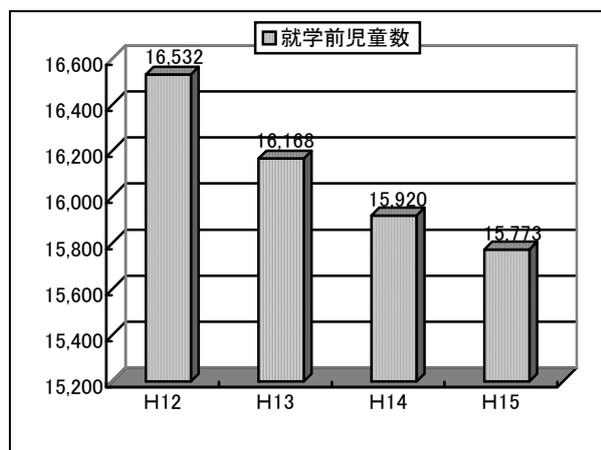
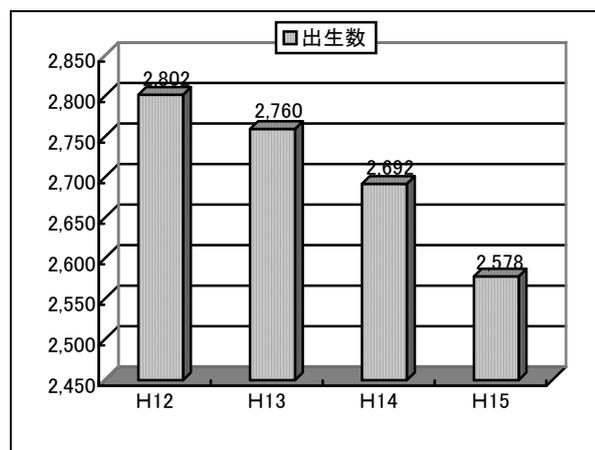
12年の16,532人から平成16年の15,777人へと減少しています。

表3 出生数と就学前児童数

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
出生数(人)	2,802	2,760	2,692	2,578	未集計
就学前児童数(人)	16,532	16,168	15,920	15,773	15,777

※出生数は岩手県保健福祉年報

※就学前児童数は毎年3月31日現在



イ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、国、県、本市とも、ほぼ同様の低下傾向を示しています。

国においては、人口を維持する水準である「2.08」を大きく下回っており、平成12年には1.36と若干上昇しましたが、いわゆるミレニアム効果で一時的なものと言われています。その後も低下を続け平成15年には1.29となっています。

一方、本市においては、平成10年から国の水準を若干下回る状況となり、平成14年には1.29、平成15年には1.28と低水準で推移しています。

表4 合計特殊出生率

区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
全国	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29
岩手県	1.52	1.56	1.52	1.50	1.45
盛岡市	1.32	1.33	1.30	1.29	1.28

※全国・岩手県は厚生労働省「人口動態統計」、盛岡市は岩手県保健福祉年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性を対象にし、その年の年齢別出生率が、将来一定のままに推移すると仮定した場合、1人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数。

③ 将来推計人口

「盛岡市基本構想」の策定段階で推計した将来人口は、平成 22 年には約 28 万 7,000 人となり、現在より減少するものと予測されています。年齢 3 区分人口は、老年人口が約 5 万 7,500 人と高い伸びを示すのに対し、年少人口は約 3 万 8,600 人と減少し、一層の少子・高齢化が進むものと見込まれています。

(2) 世帯の状況

世帯人口は、昭和 55 年当時、本市では 3 人台を維持していましたが、以後一貫して低下傾向を示し、昭和 60 年には 3 人を割り、平成 12 年には 2.49 人まで低下しています。

また、世帯別人員の割合の推移をみると、昭和 55 年調査から 1 人世帯が 4 人世帯を抜いて最も多くなり、平成 12 年には全世帯の 33.4% を占めています。また、2 人世帯も 24.0% と増加するなど、単身世帯の増加と家族の縮小化が顕著になっています。

表 5 普通世帯 1 世帯当たりの人員

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
岩手県(人)	3.64	3.42	3.33	3.13	2.96
盛岡市(人)	3.03	2.95	2.79	2.63	2.49

※国勢調査

表 6 世帯別人員の割合

区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人以上世帯
昭和 55 年	24.1%	18.1%	19.3%	23.4%	9.0%	3.8%	2.3%
昭和 60 年	25.5%	19.7%	18.9%	21.4%	8.9%	3.6%	2.0%
平成 2 年	28.7%	21.4%	18.6%	18.5%	7.6%	3.3%	1.9%
平成 7 年	30.9%	22.5%	18.3%	16.6%	6.9%	3.1%	1.7%
平成 12 年	33.4%	24.0%	18.1%	14.8%	5.9%	2.5%	1.3%

※国勢調査

2 未婚率の推移等

本市の 25 歳～29 歳の年齢層の未婚率は、昭和 55 年に男性が 52.8%、女性が 31.3%であったものが、平成 12 年にはそれぞれ 66.3%、55.8%と大きく上昇しています。また、30 歳～34 歳の年齢層についても、昭和 55 年に男性 19.6%、女性 13.0%であったものが、平成 12 年にはそれぞれ 41.9%、30.5%と大きく変化しています。

表 7 未婚率の推移

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19 歳	99.3%	99.0%	99.6%	99.2%	98.9%	98.7%	99.1%	98.9%	99.6%	99.2%
20～24 歳	89.5%	79.6%	90.5%	83.4%	92.3%	87.5%	91.3%	86.6%	91.6%	88.2%
25～29 歳	52.8%	31.3%	58.0%	37.9%	62.1%	46.5%	63.8%	51.3%	66.3%	55.8%
30～34 歳	19.6%	13.0%	26.6%	15.3%	32.0%	19.2%	36.3%	24.0%	41.9%	30.5%
35～39 歳	7.3%	8.0%	12.1%	9.8%	17.0%	11.5%	21.8%	12.4%	26.9%	17.8%
40～44 歳	3.7%	5.9%	6.4%	7.0%	10.2%	8.7%	14.7%	9.6%	18.7%	11.1%
45～49 歳	2.3%	5.9%	3.8%	6.2%	5.7%	6.9%	9.8%	7.9%	13.8%	9.2%
50～54 歳	1.3%	6.0%	2.4%	6.0%	3.5%	6.0%	6.1%	6.4%	9.2%	7.7%
55～59 歳	1.4%	4.6%	1.2%	5.9%	2.3%	6.1%	3.6%	5.7%	5.6%	6.3%
60～64 歳	1.2%	3.4%	1.3%	4.8%	1.3%	5.9%	2.2%	5.5%	3.3%	5.5%

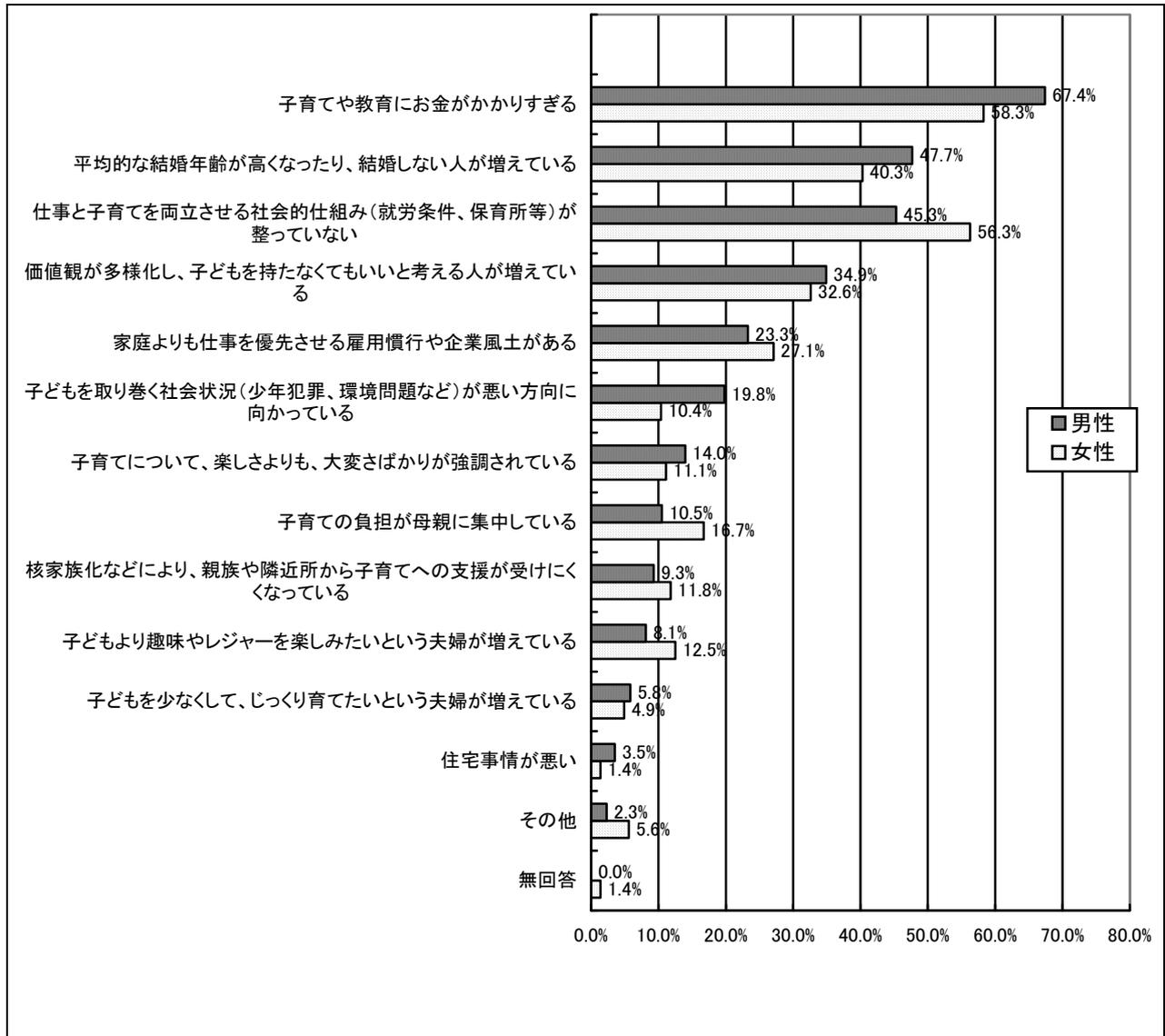
※国勢調査

(1) 出生率の低下に関する意識

岩手県立大学社会福祉学部実習教育開発室が平成 15 年に盛岡市内在住者を対象に行った「盛岡市における少子化に関する意識調査」結果によると、出生率の低下に関する意識については、男性の場合、1 番目が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(67.4%)、2 番目が「平均的な結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えている」(47.7%)、そして 3 番目が「仕事と子育てを両立させる社会的仕組み(就労条件、保育所等)が整っていない」(45.3%)となっています。

これに対して、女性の場合、1 番目は男性と同じで「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(58.3%)、2 番目は「仕事と子育てを両立させる社会的仕組み(就労条件、保育所等)が整っていない」(56.3%)となっていて、3 番目が「平均的な結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えている」(40.3%)と続いています。男女とも経済的な問題が第 1 位ということであり、子どもを産む意思決定に大きく影響しています。また、女性の就業率が上昇してきている状況に対して、仕事と子育てを支援する保育所等の施設や職場での就労条件が不十分であることが推測されます。

図1 出生率の低下に関する意識

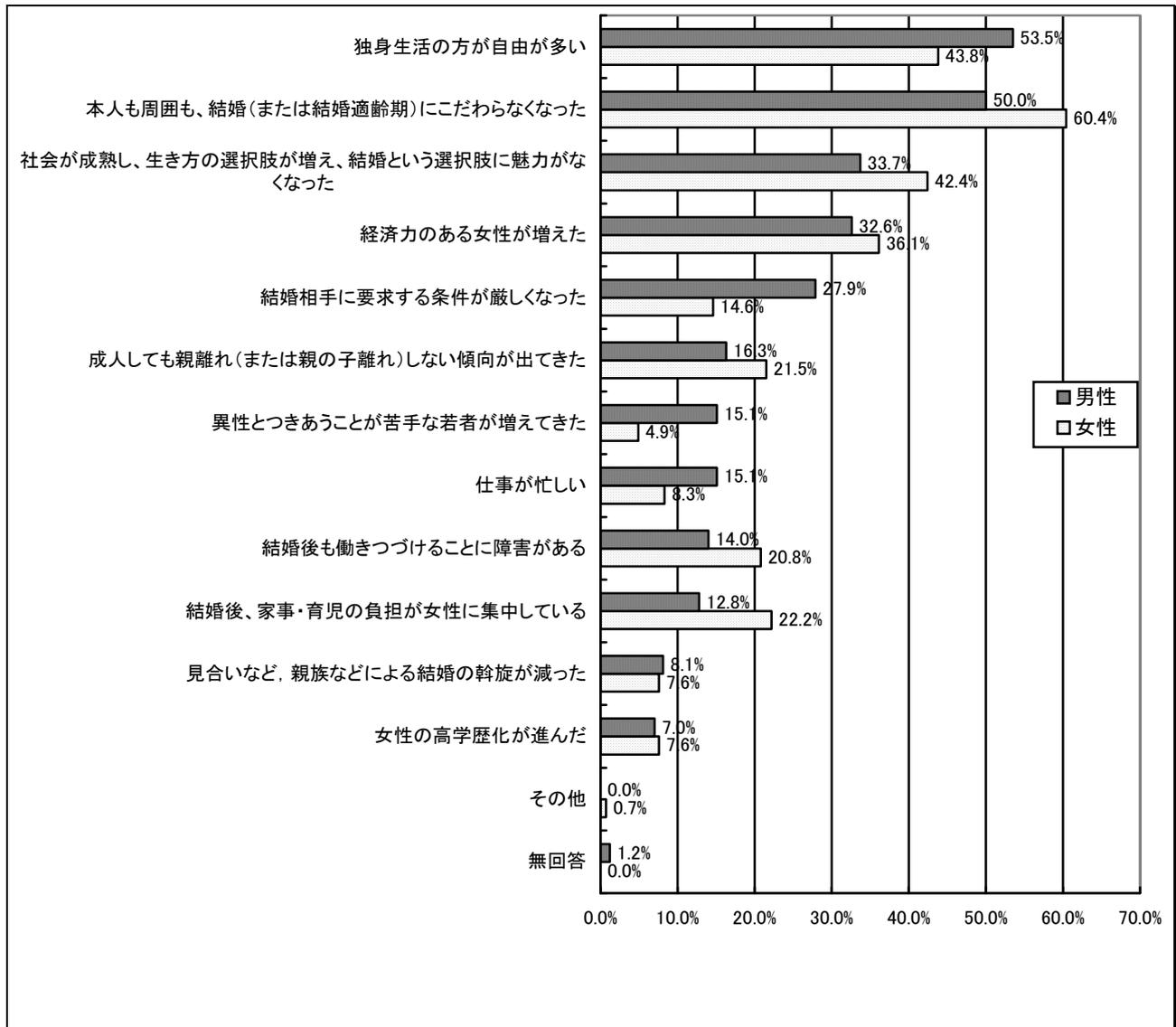


(2) 結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えた理由

結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えた理由については、男性の場合、1番目が「独身生活の方が自由が多い」(53.5%)、2番目がほぼ同率で「本人も周囲も結婚(または結婚適齢期)にこだわらなくなった」(50.0%)、そして3番目が「社会が成熟し、生き方の選択肢が増え、結婚という選択肢に魅力がなくなった」(33.7%)となっています。

一方、女性の場合、1番目が男性と異なり「本人も周囲も結婚(または結婚適齢期)にこだわらなくなった」(60.4%)で、2番目が「独身生活の方が自由が多い」(43.8%)、そして3番目がほぼ同率で「社会が成熟し、生き方の選択肢が増え、結婚という選択肢に魅力がなくなった」(42.4%)と続いています。

図2 結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えた理由



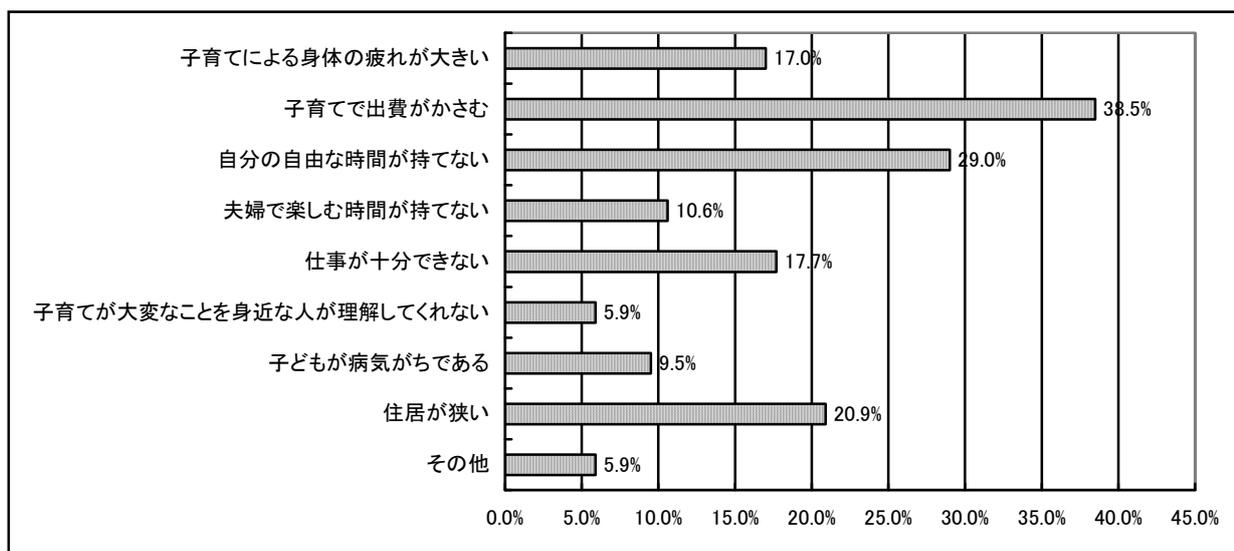
(3) 子育てに関する不安や悩み

平成 16 年 2 月に市民の方々の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために就学前の子どもの保護者 1,580 人と小学生の子どもの保護者 1,690 人を対象に行った「次世代育成支援に関するニーズ調査」によれば、子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることは、就学前の子どもの保護者では「子育てで出費がかさむ」という項目が 35.9%、「自分の自由な時間が持てない」という項目が 34.1%となっており、ほぼ前述の出生率が低下し続けている原因や結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えた理由の調査結果と似通った傾向が表れています。

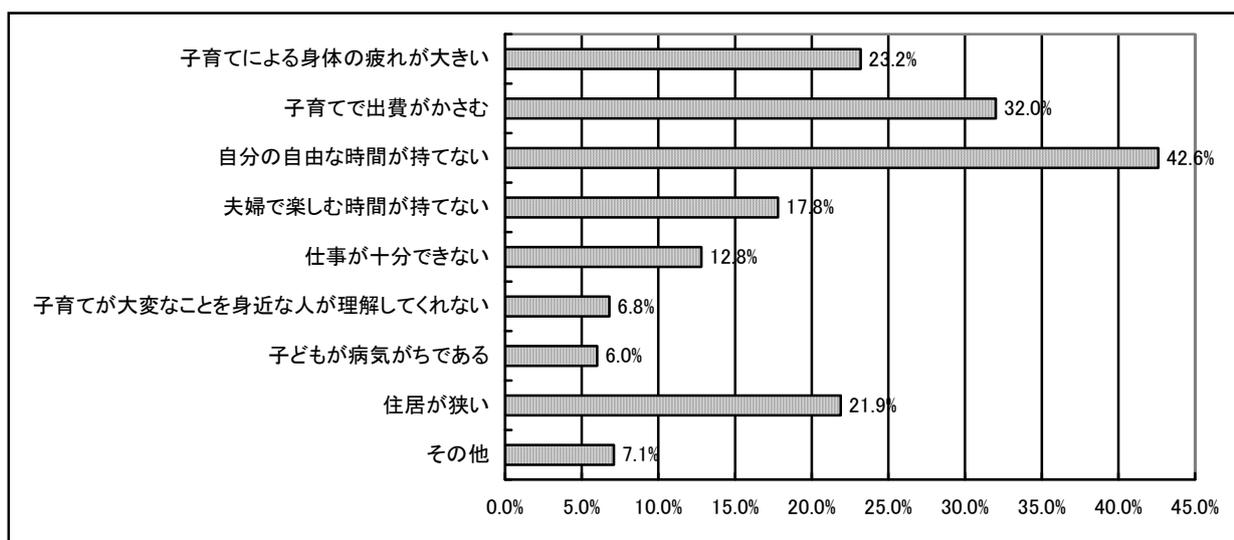
また、小学生の子どもの保護者では「子育てで出費がかさむ」という項目が 37.1%と群を抜いており、子育てに対する経済的な負担感が大きいことを示しています。

就学前の子どもの保護者に対する調査を、子どもを保育所や幼稚園等に預けている家庭の場合と預けていない家庭の場合に分けて集計を行うと、「子どもを預けている場合」は「子育てで出費がかさむ」という項目が 38.5%と多い回答があります。それに対して「子どもを預けていない場合」は「自分の自由な時間が持てない」という項目が 42.6%と多く、負担感の違いが表れています。

図3 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること
 <子どもを預けている場合>



<子どもを預けていない場合>



3 少子化の影響

国立社会保障・人口問題研究所の将来推人口（平成 14 年 1 月）によると、日本の総人口は平成 18 年をピークに減少し、平成 62 年（2050 年）にはおおよそ 1 億 60 万人になると予測しています。また、平成 12 年に 120 万人だった出生数が、平成 62 年には 67 万人に半減すると推計しています。このような急速な少子化による人口減少は、国家としての在立基盤自体に大きな影響を与えかねないことが指摘されていますが、経済面や社会面において、市民生活に次のような影響を及ぼすことが懸念されています。

(1) 経済成長と生活水準への影響

労働力人口の減少が経済活動に影響を及ぼすことや、高齢化の進行に伴う年金、医療、福祉等社会保障の分野における現役世代の負担の増大が見込まれ、働く世代の手取り所得が減少する可能性があります。

(2) 子どもの健全な成長への影響

子どもの数の減少による子ども同士、特に異年齢児との交流の機会の減少や過保護・過干渉などにより、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

また、核家族化や都市化の進行により、子どもが高齢者とふれあう機会が減少し、高齢者への尊敬の念といたわりの気持ちが欠如し、助け合い、いたわりあう人間社会の形成ができなくなるのではないかと不安の声もあります。

(3) 地域社会の活力の低下

少子化の進行は、地域社会の活力の低下を招き、教育、医療、福祉などの基礎的な社会基盤の運営への影響や、防災面、安全面での機能低下を招く恐れがあります。また、活気ある子どもの声が聞こえない、姿が見えないというように、社会全体に閑寂感をもたらすことも指摘されています。

4 子どもの生活の状況

(1) 就学前の子どもの状況

就学前児童数は、年々減少しており、平成 16 年度には 15,858 人（平成 11 年度から -5.4 ポイント）となっています。幼稚園の利用児童数は減少傾向にありますが、逆に保育所は、実数・入所率ともに増加しています。

これらの現象は、母親の就業の増加や景気の低迷、核家族化の進行、祖父母世代の意識の変化等が大きな要因と考えられています。

表 8 保育所・幼稚園利用児童数

区分	就学前児童数 (人)	保育所		幼稚園	
		児童数(人)	割合	児童数(人)	割合
平成 11 年度	16,758 (100.0)	3,344 (100.0)	20.0%	4,909 (100.0)	29.3%
平成 12 年度	16,597 (99.0)	3,504 (104.8)	21.1%	4,781 (97.4)	28.8%
平成 13 年度	16,249 (97.0)	3,701 (110.7)	22.8%	4,587 (93.4)	28.2%
平成 14 年度	16,055 (95.8)	3,887 (116.2)	24.2%	4,496 (91.6)	28.0%
平成 15 年度	15,867 (94.7)	4,034 (120.6)	25.4%	4,426 (90.2)	27.9%
平成 16 年度	15,858 (94.6)	4,260 (127.4)	26.9%	4,291 (87.4)	27.1%

※保育所及び幼稚園の児童数は、各年度 5 月 1 日現在

※下段（ ）は平成 11 年度を 100.0 とした場合の指数を表しています。

※保育所は 0 歳児から入所可、幼稚園は 3 歳児から入園可

(2) 放課後の子どもの状況

小学生の下校後における家庭では、平成 15 年度の生活状況調査によると、子どもの 72.4%が家庭に母または母以外の者が在宅している状態にありますが、小学校 1～3 年生で在宅者がいない家庭は 25.3%，そのうちの 65.4%の子どもが児童センターまたは地域児童クラブ（放課後児童クラブ）を利用して放課後を過ごしています。高学年となる 4～6 年生では、在宅者がいない家庭は 25.0%と 1～3 年生とほぼ同率ですが、児童センターまたは地域児童クラブの利用は 20.5%と激減し、一人遊びや友達・兄弟等と過ごすことが多くなっています。低学年のうちには児童センターまたは地域児童クラブを利用し、高学年になるにつれて利用しなくなってくるという実態が見てとれます。

表 9 小学校児童の下校後における生活の状況（平成 15 年度）

区 分		1～3 年生		4～6 年生		合 計	
児童の下校後の 家庭状況(人)	母が在宅	4,457	54.8%	4,429	51.3%	8,886	53.0%
	母以外が在宅	1,422	17.5%	1,826	21.2%	3,248	19.4%
	在宅者なし	2,059	25.3%	2,160	25.0%	4,219	25.2%
	その他	189	2.3%	214	2.5%	403	2.4%
	計	8,127	100.0%	8,629	100.0%	16,756	100.0%
「在宅者なし」 の児童の過ごし 方の内訳(人)	児童センター	772	37.5%	194	9.0%	966	22.9%
	地域児童クラブ	575	27.9%	249	11.5%	824	19.5%
	近所・親戚等	82	4.0%	80	3.7%	162	3.8%
	一人遊び	260	12.6%	768	35.6%	1,028	24.4%
	友達・兄弟等	329	16.0%	735	34.0%	1,064	25.2%
	クラブ活動・塾	41	2.0%	134	6.2%	175	4.1%
	計	2,059	100.0%	2,160	100.0%	4,219	100.0%

※平成 15 年度児童の下校後における生活状況調査（児童福祉課）

※平成 15 年 12 月 1 日を調査基準日として、市内全小学校の児童の下校後の生活状況を調査したものです。

5 保育サービス等の状況

(1) 保育所等の状況

① 保育所数、入所児童数等

盛岡市内の認可保育所数は、平成 16 年度現在 42 か所となっており、定員も 3,940 人となっています。

また、入所児童数は、平成 12 年度の 3,793 人から、平成 16 年度の 4,538 人へと年々増加しています。

入所率については、昭和 50 年代から定員割れ傾向が明らかとなっていました。平成 8 年度から入所児童が増加し、平成 16 年度は 115.2%となっています。平成 10 年度からは、入所枠の緩和措置により定員を超えての入所が可能となりましたが、低年齢児を中心に、年度途中で若干の待機児童が発生しています。

表 10-1 保育所の状況（保育所数・定員）

区分	保育所数(か所)		定員(人)			
	公立	私立		公立	私立	
平成 12 年度	41	18	23	3,690	1,545	2,145
平成 13 年度	41	18	23	3,720	1,545	2,175
平成 14 年度	41	18	23	3,720	1,545	2,175
平成 15 年度	42	18	24	3,720	1,545	2,175
平成 16 年度	42	18	24	3,940	1,545	2,395

※毎年 3 月 1 日現在

表 10-2 保育所の状況（入所児童数・入所率）

区分	入所児童数(人)		入所率			
	公立	私立		公立	私立	
平成 12 年度	3,793	1,423	2,370	102.8%	92.1%	110.5%
平成 13 年度	3,963	1,497	2,466	106.5%	96.9%	113.4%
平成 14 年度	4,103	1,552	2,551	110.3%	100.5%	117.3%
平成 15 年度	4,247	1,630	2,617	114.2%	105.5%	120.3%
平成 16 年度	4,538	1,671	2,867	115.2%	108.2%	119.7%

※各年度 3 月 1 日現在

表 11 待機児童数

区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
待機児童数(人)	10	10	48

※各年度 4 月 1 日現在

② 幼稚園数、就園児童数等の状況

市内の幼稚園数は、昭和 60 年度以降、10 数年間 33 園を維持していましたが、平成 13 年度には 2 園が閉園しています。現在は国立 1 園、県立 1 園、市立 3 園、私立 26 園の 31 園となっています。

就園児童数については、3 歳児以上が就園可能であり、出生数の減少にもかかわらず 5 千人台で推移していましたが、平成 11 年度から 5 千人台を割り、以降減少傾向を示しています。また、就学前の児童に対する幼稚園就園児童の割合（就園率）は、平成 16 年度には 27.1%となっています。

表 12 幼稚園数，就園児童数等の状況

区分	幼稚園数(園)	就園児童数(人)	就学前児童数(人)	就園率(%)
平成 11 年度	33	4,909	16,758	29.3%
平成 12 年度	33	4,781	16,597	28.8%
平成 13 年度	31	4,587	16,249	28.2%
平成 14 年度	31	4,496	16,055	28.0%
平成 15 年度	31	4,426	15,867	27.9%
平成 16 年度	31	4,291	15,858	27.1%

※各年度 5 月 1 日現在

また，私立幼稚園においては，教育時間終了後に，家庭の事情により希望する者を対象に行う教育活動として預り保育が 26 園のうち 24 園，92.3%とほとんどの私立幼稚園において実施されています。

預り保育の実施時間帯は，それぞれの幼稚園でまちまちですが，概ね教育時間が終了する 14 時前後から 17 時か 18 時頃までというのが一般的です。中には早朝 7 時頃からの早預かりや 19 時という遅い時間まで預り保育を行っている幼稚園もあります。

また，子育て支援事業についても，就園前の 1 歳児や 2 歳児を対象として，各幼稚園の特色のある取り組みが行われています。

表 13 預り保育の実施状況(平成 16 年度)

区分	幼稚園数(園)	実施園数(園)	実施率
国立幼稚園	1	0	0.0%
県立幼稚園	1	0	0.0%
市立幼稚園	3	0	0.0%
私立幼稚園	26	24	92.3%
計	31	24	77.4%

※国立，県立，市立の公立幼稚園では実施していない

(2) 特別保育の状況

① 延長保育の状況

保護者の就労形態の多様化や，通勤時間の延長などに伴い，7 時 30 分から 18 時までの通常保育とは別に，7 時から 19 時までまたは 20 時までの延長保育を実施しています。

延長保育の実施保育所は，平成 11 年度の 31 か所から，平成 15 年度には 42 か所とほぼ全保育所といえる実施状況となっています。また，延長保育申込児童の全児童に対する割合は年々増加しており，平成 15 年度には 18.1%を占めています。今後も，この延長保育需要は続くものと予測されます。

なお、平成 16 年度は、13 か所（公立 1 か所、私立 12 か所）において 20 時までの延長保育を行っています。今後、この長時間延長保育の需要の動向等を見極めていくことが重要です。

表 14 延長保育の状況

区分	実施保育所数(か所)			平均利用児童数(人)			入所児童数に占める延長保育利用児童の割合
	公立	私立	計	公立	私立	計	
平成 11 年度	8	23	31	106	504	610	16.1%
平成 12 年度	12	23	35	153	452	605	15.3%
平成 13 年度	15	23	38	198	467	665	16.2%
平成 14 年度	18	23	41	240	541	781	18.4%
平成 15 年度	18	24	42	250	570	820	18.1%

※平均利用児童数は、実施保育所数ごとの 4、5 月の実績でいずれか多い月の人数の合計

② 休日保育の状況

保護者の就労形態の多様化により、休日に就労するケースが増えてきています。休日に子どもの保育が困難になる場合に対応するため、平成 9 年度から私立保育所 3 か所で始めましたが、平成 13 年度から 5 か所で実施しています。（平成 16 年度には 4 か所となりました。）

表 15 休日保育の状況

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
実施保育所数(か所)	4	4	5	5	5
年間延べ利用児童数(人)	576	853	1,130	1,161	1,861

③ 一時的保育の状況

保育所に入所していない子どもの家庭において、パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う、一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、平成 2 年度から私立保育所 1 か所で一時的保育を始めましたが、現在は 6 か所で実施しています。

実施保育所が増えるごとに利用児童も増加しており、保育所に入所していない家庭の需要が増えていることがうかがえます。また、1 か所 1 日平均の利用児童数も漸増しています。

表 16 一時的保育の状況

区分	実施保育所数(か所)			年間延べ利用児童数(人)		
	公立	私立	計	公立	私立	計
平成 11 年度	0	2	2	0	824	824
平成 12 年度	0	3	3	0	1,074	1,074
平成 13 年度	0	3	3	0	900	900
平成 14 年度	0	4	4	0	1,743	1,743
平成 15 年度	0	6	6	0	2,903	2,903

④ 発達支援保育の状況

入所要件を満たし集団保育が可能な中度または軽度の障害を持つ子どもを、保育所において受け入れ、健常児との集団保育を行う中で成長・発達を促しています。

障害児の受け入れは、私立保育所では昭和 50 年度から、公立保育所では昭和 57 年度から開始していますが、現在は、原則的には、すべての保育所でも障害児の受け入れは可能となっています。

障害児保育の対象児童数は、ここ数年 40 人台から 50 人台で推移しています。

表 17 発達支援保育の状況

区分	実施保育所数(か所)			対象児童数(人)			入所児童数に占める 対象児童の割合
	公立	私立	計	公立	私立	計	
平成 11 年度	13	7	20	25	18	43	1.1%
平成 12 年度	13	11	24	27	22	49	1.2%
平成 13 年度	12	9	21	35	15	50	1.2%
平成 14 年度	16	6	22	40	10	50	1.2%
平成 15 年度	15	8	23	32	11	43	0.9%

⑤ 乳幼児等健康支援デイサービス（病後児保育）の状況

保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育等が困難な期間、一時的に子ども等の保育を行うため、平成 9 年 1 月から医療機関併設型 1 か所で病後児保育を始め、現在は 2 か所で実施しています。

表 18 乳幼児等健康支援デイサービスの状況

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
定員数(人)	6	6	6	6	10
年間延べ利用児童数(人)	245	263	341	381	657

(3) 子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援センター事業の状況

都市化の進展に伴い核家族化が進行する中で、家庭における子育て能力が低下し、子育てに対する身体的、心理的負担を訴える保護者が増えています。こうしたことから、平成7年度から、子育てのノウハウを蓄積している保育所が中心となって、子育て家庭に対する支援事業を開始しました。

この事業は、とりょう保育園を拠点施設として、公立保育園全園や関係機関と連携して子育て支援事業を行っています。

主な事業内容

【子育て相談】

電話または来所により、育児やしつけなどの相談を受けています。

くりやがわ、みたけ、とりょう、永井保育園で実施しています。

【公立保育園一斉園開放】

毎月第4火曜日に市立保育園全園を遊びの場として開放します。

【ぴよんぴよん広場】

とりょう保育園でいつでも気軽に遊びに来たり相談できる場を提供します。

【こんにちはママさん講座】

子育てについての講話や保育園の体験入学、専門的な助言、母親同士の交流等を行います。

1歳3ヵ月～2歳半までの乳幼児と母親 25組を対象に、4期（各5回）に分けて河南、上田、都南、西部公民館で実施しています。

【子育てサークルの支援】

こんにちはママさん講座終了後に結成したサークルに対し、育児情報の提供、相談の窓口となり活動を支援します。

【子育てサークルの情報提供】

とりょう保育園が窓口となり、子育てサークルに関する問い合わせや相談に応じます。

【サークルのつどい「ママとキッズのなかよしランド」】

こんにちはママさん講座終了後に結成したサークルが集まり、親睦や交流を図ります。

【子育て講演会】

子育てに関する話題を提供します。

【ママの料理教室】

栄養士の指導を受けて調理し、親子で会食します。

【親子で遊ぼう】

保育士が手遊びやリズム遊びなどを紹介し、一緒に楽しみます。

1～2歳児の親子を対象に年2回上田，河南，都南，西部公民館で行います。

【高校生体験保育】

高校生と小さい子どもとのふれあいをとりよう保育園で行います。

② ファミリーサポートセンター事業

平成15年度にNPO法人盛岡市ファミリーサポートセンターに業務を委託して、地域において会員同士が育児，介護の相互援助を行うことを支援する子育て支援事業を開始しています。

平成15年度の実績は会員数（育児分）が318人，活動件数（育児分）延べ2,037件となっています。

③ 認可外保育施設

認可外保育施設には，認可基準に達していない保育施設と事業所内保育施設があります。平成15年10月1日現在の調査では，認可基準に達していない保育施設が17施設（入所児童数251人）事業所内保育施設が13施設（入所児童数325人）あります。

※認可基準に達していない保育施設は平成15年10月1日以降に2施設が開設され，現在は19施設。

④ 託児ボランティア

保護者の事情により，子どもの養育が一時的に困難になった場合に，民間の託児ボランティアが依頼者宅等にて保育を行う派遣型の託児を行っています。

現在，当市において把握しているボランティア団体は3団体あります。

(4) 子育て短期支援事業の状況

保護者の疾病，出産，恒常的な残業等により家庭で子どもの養育が一時的に困難になった場合に，児童養護施設等で一定の期間，養育，保護をしています。

平成15年度には，児童養護施設，乳児院等5か所でショートステイ事業延べ34日間，トワイライトステイ事業延べ8日間，休日預かりが延べ44日間の利用がありました。

(5) 児童の健全育成の状況

① 児童センター等の状況

高度経済成長期の共働き世帯の増加に伴い、留守家庭児童の健全育成を図るため、昭和46年に青山地区に市内第1号の児童センターを設置して以来、平成15年度末までに、小学校区単位に33か所の整備を行っています。

また、児童センターの多くは老人福祉センター等との複合施設とし、核家族化等により少なくなりつつある高齢者等とのふれあいの場をつくるほか、管理運営については、その多くの施設を社会福祉事業団に委託し、地域福祉活動の拠点機能も持たせながら、地域と一体となった運営を行っています。

表 19 児童センターの状況

区分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設数(か所)		32 (29)	32 (29)	32 (29)	33 (30)
利用者数 (人)	児童	405,070	401,487	404,664	433,265
	一般	128,863	130,687	133,933	137,810
	合計	533,933	532,174	538,597	571,075

※施設数()は、盛岡市社会福祉事業団への委託施設数

② 放課後児童健全育成事業の状況

共働き家庭等の増加に伴い、昼間に保護者のいない家庭の子ども(主として小学校低学年)の健全育成を図るため、地域児童クラブ(放課後児童クラブ)等に対して、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、事業を委託しています。

また、このほか、平成8年度からは児童センターに児童クラブ室を設置し、児童センターの付帯事業として留守家庭児童対策に取り組み、現在は4か所で実施しています。

表 20 地域児童クラブ等の状況

運営主体	実施か所数 (か所)	年次別登録児童数(人)				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
地域児童クラブ	15	564	583	588	612	678
社会福祉協議会	1	37	50	50	43	43
社会福祉事業団	4	161	161	160	176	163
合計	20	762	794	798	831	884

※平成16年4月1日現在の状況

③ 母親クラブの状況

家庭児童の健全育成を図る観点から、母親等を主体とした地域組織として結成された母親クラブに対して活動費を助成しています。

母親クラブは、平成 16 年 6 月現在で 40 クラブが活動していますが、活動拠点である児童センターの事業との有機的な連携の下に、活動の充実を図るとともに、平成 12 年度には盛岡市母親クラブ連絡協議会を立ち上げて、子育てやクラブ運営についての情報交換や研修を実施しています。

平成 16 年度において、連絡協議会が、厚生労働省のモデル事業として全国 6 か所のうちの 1 つに選定され、子どもの遊び場環境等を子どもと親の双方の視点で点検するなど、安全な環境づくりを地域の自主的な活動に発展させることを目的とした事業に取り組み、子どもの安全確保に成果をあげています。

6 母子保健の状況

(1) 妊娠・周産期の保健の状況

妊娠届けは、平成 11 年度の 3,031 人から平成 15 年度の 2,821 人とやや減少傾向にあります。届出の時期は 11 週以内の届出が 4 割にとどまっています。産後の届出数は多くないものの、その中には家庭環境などの問題があり、要支援の妊婦が多く見られます。

表 21 妊娠届出週数

区分	届出時期(人)						(再掲) 多胎
	11 週以内	12～19 週	20～27 週	28 週以降	産後届出	届出数	
平成 11 年度	1,422	1,400	42	35	7	3,031	28
平成 12 年度	1,259	1,489	33	36	4	2,931	35
平成 13 年度	1,198	1,501	36	23	9	2,910	37
平成 14 年度	1,134	1,520	32	18	3	2,831	29
平成 15 年度	1,240	1,382	32	27	8	2,821	27

※盛岡市保健概要

妊婦の年齢を見ると 20 歳未満の妊婦が約 2.0%と横ばいの傾向にあります。若年の妊婦は経済的問題、未婚、育児知識の不足など様々な問題を抱えることが多いことから、育児不安の解消、児童虐待予防等の観点からも、妊娠から産後まで関係機関との連携をとりながら支援しています。

表 22 妊娠届出の年齢

区分	20歳未満 (人)	20～24歳 (人)	25～29歳 (人)	30～34歳 (人)	35～39歳 (人)	40歳以上 (人)	合計 (人)	(再掲) 初妊婦数
平成 11 年度	62	562	1,116	910	335	46	3,031	1,526
平成 12 年度	74	506	1,137	845	334	35	2,931	1,493
平成 13 年度	70	523	1,085	919	290	23	2,910	1,548
平成 14 年度	69	490	1,087	841	307	37	2,831	1,500
平成 15 年度	65	454	1,056	870	340	36	2,821	1,462

※盛岡市保健概要

妊婦相談時の状況をみると、初妊婦の割合は、平成 15 年度は 51.8%となっています。また、妊婦の 8 割が核家族で、転入者が多く、就労者の割合も 4 割を超えています。妊婦の 20%が非妊時に喫煙をしていますが、妊娠を契機に 3 分の 2 が禁煙しています。

妊婦の健康増進、親としての意識の醸成、育児不安の軽減、親同士の情報交換の場として母親教室を強化し、就労者でも参加しやすいように、休日にも開催をしています。夫婦での参加や、家族の参加を促すなど、家族全体が育児に参加しやすいような取り組みを行っています。

表 23 妊婦相談時の状況

区分	妊婦総数 (人)	喫煙状況(人)		就労者数 (人)	核家族数 (人)
		非妊時喫煙	現在喫煙		
平成 11 年度	3,031	717	252	1,270	2,559
平成 12 年度	2,931	722	214	1,282	2,490
平成 13 年度	2,910	640	243	1,299	2,416
平成 14 年度	2,831	591	189	1,296	2,306
平成 15 年度	2,821	586	185	1,242	2,313

※盛岡市保健概要

表 24 「母親教室」実施状況

区分	初妊婦数 (人)	年間回数 (回)	受講実人員 (人)	受講延人員 (人)	(再掲) 夫参加数
平成 11 年度	1,526	36	329	1,101	72
平成 12 年度	1,493	36	333	823	74
平成 13 年度	1,548	36	352	911	115
平成 14 年度	1,500	36	292	759	93
平成 15 年度	1,462	36	267	713	81

※盛岡市保健概要

表 25 「パパママ教室」実施状況

区分	年間回数 (回)	受講延人数 (人)	受講組数 (組)
平成 11 年度	4	157	79
平成 12 年度	4	166	83
平成 13 年度	5	249	125
平成 14 年度	5	314	157
平成 15 年度	5	298	149

※盛岡市保健概要

表 26 「ワーキングママクラス」実施状況

年度	年間回数 (回)	受講延人数 (人)	受講組数 (組)	(再掲) 夫参加数
平成 11 年度	4	69	69	0
平成 12 年度	4	59	59	0
平成 13 年度	-	-	-	-
平成 14 年度	3	145	79	66
平成 15 年度	4	148	89	59

※平成 12 年度まではさわやかマタニティ教室として実施

※盛岡市保健概要

妊娠中の病気の早期発見と保健指導の目的で妊娠期 2 回の健康診査受診票（20 歳未満及び 35 歳以上の妊婦については 3 回）を交付しています。平成 15 年度の有所見率は前期 5.7 %、後期が 24.2%となっており、貧血、切迫流産、妊娠中毒症などの所見が多くなっています。

表 27 妊婦一般健康診査受診結果有所見者延件数（平成 15 年度）

区分	前期(人)				後期(人)			
	妊娠中毒症	貧血	その他	合計	妊娠中毒症	貧血	その他	合計
要指導	1	8	3	12	10	16	7	33
要精密	0	4	12	16	2	21	2	25
要治療	1	84	40	125	10	528	70	608
合計	2	96	55	153	22	565	79	666

実人員 149 人

実人員 607 人

※盛岡市保健概要

また、妊娠期の口腔衛生の向上と、胎児の歯牙形成期への意識を高めるために、妊産婦の歯科健康診査も行っています。平成 12 年度からは対象を産婦まで拡大していますが、受診率はまだ低い状況です。

表 28 妊産婦歯科健康診査実施状況

区分	妊婦受診数	産婦受診数	合計
平成 11 年度	314	-	314
平成 12 年度	450	75	525
平成 13 年度	470	108	578
平成 14 年度	470	146	616
平成 15 年度	530	144	674

※盛岡市保健概要

妊娠期、育児期を通じていつでも身近なところで手軽に相談できるよう、妊産婦の訪問指導やママの安心テレホン等の電話相談、子育て相談など相談の場を広げ、支援する体制をとっています。

(2) 乳幼児期の保健の状況

出生後から乳幼児期の心身の発育、発達の確認を行い、病気や異常の早期発見・保健指導の目的で乳幼児期の健康診査を行っています。受診方式は小児科専門医に委託しての「個別健診」と保健センターを会場とした「集団健診」の二方式で行い、出生届出時に赤ちゃん手帳（健診票や予防接種券が綴られたもの）を交付し周知を図っています。

図 4 乳幼児健診体制フローチャート

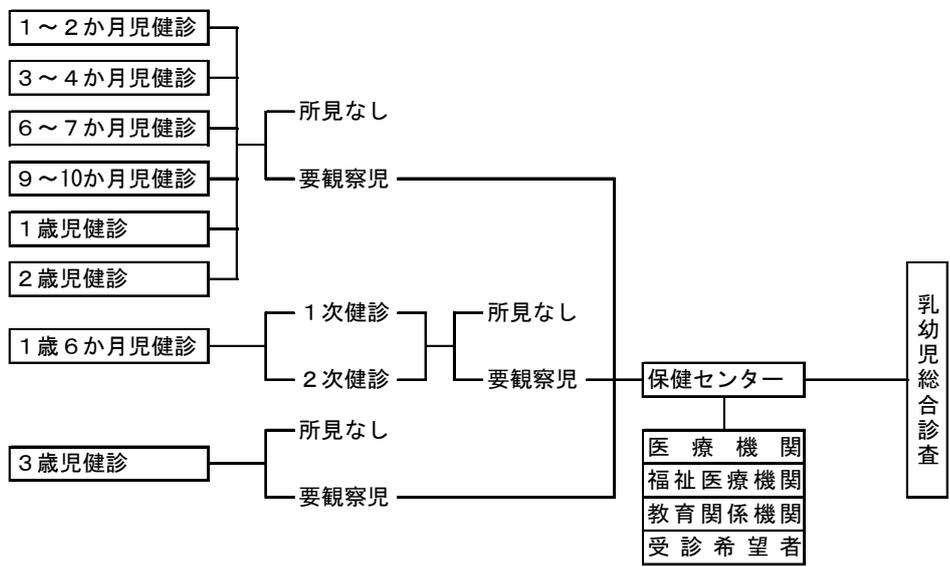


表 29 幼児歯科健康診査体制

歯科健康診査・歯科保健指導 予防処置	受診方法
1歳児歯科健康診査	個別健診（平成6年度から）
1歳6か月児歯科健康診査	集団健診（昭和53年8月から）
2歳児歯科健康診査	個別健診（平成8年度から）
3歳児歯科健康診査	集団健診（平成9年度から）
5歳児歯科健康診査（シーラント予防処置）	個別健診（平成7年10月から）

乳幼児健康診査各期の受診率は、平均で集団健診では95%、個別健診では90%と高くなっています。このことは、市民への周知が徹底されていることや、保護者の健康診査への意識の高さが表われていることがうかがわれます。また健診未受診者には、はがきや家庭訪問で受診勧奨を行い《未健診児ゼロ》を目指して健康診査未受診児への勧奨を強化しています。

健診により継続した支援が必要な乳幼児には電話訪問や家庭訪問を行い関係機関との連携を図りながら日常生活への支援指導を行っています。乳児期は育児に対する不安が最も大きい時期でもあり、こうした時期に概ね2か月に1回健康診査を受け、育児のアドバイスを得られることはとても貴重なことです。乳児期の健康診査は病気の早期発見のみならず、育児支援の場とし相談できることが大切で、かかりつけ医がより身近な育児のアドバイザーとして期待されることです。

幼児健康診査での要観察児の多くは、言葉の発達の問題や養育者側の問題によること、子どもの生活習慣（夜型傾向）等によることが目立っています。乳幼児の生活リズムは親の

生活習慣が大きく影響するために家族全体を視野に入れた指導をしています。また、3歳児健康診査は視聴覚検査を含めた幼児期最後の総合的な健康診査です。社会性が育つ時期でもあり、今までの育児を確認しながら、これからの育児の方向を保護者自身が見いだせるように、子育て相談の場としても実施しています。

幼児歯科健康診査は、虫歯予防など口腔衛生の向上を目的に歯科健康診査を実施しています。幼児のう蝕有病率は下がる傾向にありますが、さらに充実させるためには、妊娠期からの口腔衛生教育に努めると共に、保育園・幼稚園での歯科保健活動を充実させながら、5歳児歯科健康診査やシーラント予防処置等の事業を周知させながら、虫歯予防に努めています。

予防接種は乳幼児や児童に抵抗力（免疫力）をつけることで、感染症による死亡や流行の防止の役目を果たしています。

表 30 予防接種体制（平成 16 年度現在）

種 類		接 種 対 象 年 齢	接種方法	
生 ワ ク チ ン	ポ リ オ（小児麻痺）	生後3～72か月未満まで無料（2回）	集団	
	ツ反・BCG（結核） ※H17年度からはBCGのみ	生後3～4歳未満まで無料（1回） ※H17年度からは生後6か月未満まで無料（1回）	集団	
	麻 し ん	生後12～72か月未満まで無料券使用（1回）	個別	
	風 し ん	生後12～72か月未満まで無料券使用（1回）	個別	
不 活 化 ワ ク チ ン	三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）	一期	初回生後3～72か月未満まで無料券使用（3回）	個別
			追加生後3～90か月未満まで無料券使用（1回）	個別
	二種混合（ジフテリア・破傷風）	二期	11～12歳（小学校6年生）無料（1回）	集団
	日本脳炎	一期	初回3～4歳まで無料券使用（2回）	個別
			追加4～5歳まで無料券使用（1回）	個別
		二期	9～10歳（小学校4年生）まで無料券使用（1回）	個別
	三期	14～15歳（中学校3年生）まで無料券使用（1回）	個別	

表 31 予防接種状況

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
二混 (ジフテリア・破傷風)	3,169	2,987	2,875	2,942	2,840
三混 (百日せき・ジフテリア・破傷風)	11,466	11,019	11,040	10,360	10,720
ポリオ (急性灰白髄炎)	5,427	5,318	5,398	5,394	5,241
麻しん	2,967	2,744	3,016	2,555	2,738
風しん	6,040	5,446	4,145	2,518	2,723
日本脳炎	9,383	9,704	9,819	9,964	10,606
ツベルクリン反応検査	11,076	10,377	10,189	9,575	2,712
BCG	4,872	4,528	4,224	3,727	2,562
計(人)	54,400	52,123	50,706	47,035	40,142

※盛岡市保健概要

(3) 子育て支援の状況

育児相談は5会場を拠点とした定例子育て相談のほかに地域の要望により相談を実施しております。平成15年度の相談数は1,506人と平成11年度の1.5倍となっています。子育て相談に来所することにより育児不安が軽減され、母親同士の交流が深まり、育児ストレスの解消にもつながっています。

表 32 「子育て相談」実施状況

区分	保健センター	都南地区 保健センター	飯岡地区 保健センター	乙部構造改善 センター	西部公民館	上田・松園地区	北厨川・みたけ・ 青山地区	その他の地区	合計(人)
平成 11 年度	220	452	69	68	-	61	71	81	1,022
平成 12 年度	228	538	100	39	-	68	43	43	1,059
平成 13 年度	313	705	104	68	160	67	44	60	1,521
平成 14 年度	377	635	95	44	136	60	44	65	1,456
平成 15 年度	408	643	64	64	247	80	-	-	1,506

※盛岡市保健概要

また、妊娠・出産・育児についての不安や悩みを電話やファックスで相談できる「ママの安心テレホン」（周産期保健電話相談事業）を平成12年度から毎日実施しており、平成15年度の相談件数は2,165件となっています。

表 33 「ママの安心テレホン」実施状況

区分	妊娠中の 症状	妊娠中の 生活	分娩	産後の 症状	不妊	母乳	育児	その他	相談延件数 (人)
平成 11 年度	43	40	10	32	4	74	455	51	709
平成 12 年度	51	17	5	30	0	182	680	40	1,005
平成 13 年度	43	20	5	90	3	146	874	76	1,257
平成 14 年度	46	48	7	166	4	203	1,514	141	2,129
平成 15 年度	62	26	8	129	6	232	1,540	162	2,165

※盛岡市保健概要

初めて子育てを経験する親を対象に育児教室を開催しています。離乳食の進め方や親子の遊び、乳児期の事故防止の学習とともに、育児についての悩みや不安を親同士の交流から解消しています。また継続した教室参加のなかから育児サークルとして自主活動が出来るよう支援しています。

平成 9 年度からは育成したサークルに活動の場所の提供や講師を派遣し育児支援を行ってきました。またサークル同士の情報交換のために「サークル情報交換会」を実施しました。平成 13 年度には 11 サークルが活動しましたが、保健センター事業の増加により貸し出しできる会場の不足など活動の場の確保が課題となっています。平成 14 年度からは、子育て支援センターと連携を強化し、合同の情報交換会や活動交流会を行い継続した活動になるよう支援しています。

表 34 育児サークル保健センター利用状況

年度	活動回数(回)	参加者数(人)
平成 11 年度	75	1,248
平成 12 年度	50	772
平成 13 年度	65	566
平成 14 年度	57	544
平成 15 年度	85	989

(4) 早期療育システム

昭和 59 年度にスタートした乳幼児総合診査事業は盛岡方式の早期療育システムとして着実に成果を上げてきました。受診児は概ね年間 150 人程でしたが、療育教室（親子教室）参加児もきちんと診査する体制としたこと、また定期幼児健康診査（1才6か月健康診査、3歳児健康診査）から受診する割合が増える傾向にあり受診児は増加しています。受診児の 90%が「問題あり」で診査後に療育方針を確認し、支援を継続しています。

親子教室は総合診査後の療育の受け皿として、また参加児が他の療育につながるまでの中

間機関として、月3回保健センターを会場に定例で開催しています。参加児の発達の特徴に応じた親子の遊びや日常生活への援助、親への育児のアドバイス、他の療育機関の紹介等多様な支援を行っています。親子教室終了後は幼稚園、保育園、母子通園教室などの療育機関で継続した指導を受けていますが、就学まで個別相談として指導を受けるケースが多いのが現状です。

また乳幼児総合診査受診児への支援充実のために関係機関の理解と連携が必要であることから、関係機関が集まり平成7年度に「連絡会」という形で発足した早期療育ネットワークは、毎年研修会や事例検討、療育情報の収集を行いながら、お互いの理解を深めるとともに、質の向上に努めてきました。

表 35 乳幼児総合診査 診査結果

区分	受診 児数 (人)	問題 なし (人)	問題 あり (人)	精神発達			情緒行動 上の問題	運動発達			身体異常 あり	養育環境 問題あり	その他
				境 界	遅 滞	計		境 界	遅 滞	計			
平成 11 年度	157	10	147	59	82	141	-	9	8	17	28	16	0
平成 12 年度	169	4	165	81	78	159	-	15	11	26	34	13	0
平成 13 年度	171	12	159	80	73	153	-	11	7	18	33	33	0
平成 14 年度	145	3	142	67	72	139	-	8	6	14	25	34	0
平成 15 年度	191	11	180	89	86	175	39	10	12	22	46	37	2

※盛岡市保健概要（内容に重複あり）

表 36 親子教室

区分	対象児数 (人)	実施回数 (回)	参加児数 (延数)	終 結 状 況				次年度 も継続
				問題の 改 善	他機関 へ紹介	転 出	その他	
平成 11 年度	92	36	436	2	36	9	4	41
平成 12 年度	94	36	443	1	41	9	6	37
平成 13 年度	98	36	471	2	39	4	10	43
平成 14 年度	83	36	454	1	30	4	5	43
平成 15 年度	85	36	373	1	31	2	9	44

※盛岡市保健概要

(5) 小児救急医療体制の状況

初期救急医療の盛岡市夜間急患診療所、休日や祝日の在宅当番医制、入院患者や重症患者を扱う二次救急医療の小児救急輪番制によって、小児救急医療体制を確保しています。小児

人口が減少している現状の中でも、小児救急患者数は増加しています。その症状は、比較的軽症の患者の割合が高いことや、インフルエンザ流行時など時期的に患者が集中することが多いことから、初期と二次救急の位置付けを明確にし、軽症の患者は市夜間急患診療所で受診する体制を構築しています。

表 37 在宅当番医患者数

区分	総数(人)	小児科(人)	小児科割合	1日平均(人)
平成11年度	13,197	6,386	48.4%	185.9
平成12年度	12,486	6,313	50.6%	175.9
平成13年度	14,904	7,512	50.4%	207.0
平成14年度	15,450	7,667	49.6%	217.6
平成15年度	14,293	6,269	49.1%	208.4

※盛岡市保健概要

表 38 小児救急輪番日患者数

区分	外来(人)		入院(人)		うち緊急車搬入(人) (輪番日)	患者総数(人)	
	輪番日	輪番日以外	輪番日	輪番日以外		輪番日	輪番日以外
平成11年度	4,727	4,935	718	427	153	5,445	5,362
平成12年度	6,251	4,587	966	363	305	7,217	4,950
平成13年度	7,345	5,235	1,077	514	404	8,422	5,749
平成14年度	8,111	8,198	957	676	323	9,068	8,874
平成15年度	8,512	6,836	1,265	564	571	9,777	7,400

※盛岡市保健概要

表 39 夜間急患診療所患者数

区分	患者総数(人)	小児科(人)	小児科患者の年齢区分	
			0歳(人)	1～5歳(人)
平成11年度	7,485	5,360	817	3,066
平成12年度	7,185	5,252	914	2,979
平成13年度	7,327	5,442	831	3,042
平成14年度	8,397	6,214	959	3,509
平成15年度	8,858	6,645	992	3,997

※盛岡市保健概要

(6) 医療費の受給制度

① 乳幼児・妊産婦医療費受給制度

妊産婦及び、乳幼児の健康維持や経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担を助成する制度を行っています。満1歳未満までは全員が助成の対象となっており、満1歳以降、就学前までは所得に応じて助成があります。

② 母子家庭等医療費受給制度

母子家庭の母と子または寡婦の健康維持や経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担相当額を助成する制度を行っています。

7 教育環境の状況

(1) 学校教育の充実

① 小・中学校教育の充実

地域や児童生徒の実態を的確にとらえるとともに、学習指導要領の趣旨に基づいた人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、特色ある学校づくりの実現に努めています。

② 教育相談事業の充実

いじめ、学校不適応、しつけ等に関する教育相談を実施しているほか、各学校に「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」等を配置し、児童・生徒の問題行動等の解決に努めています。

③ 幼稚園教育

国公立5園、私立26園で3歳以上から小学校入学前までの子どもを対象に、集団生活を通し、心と体の健やかな成長を図る目的で保育を実施し、就学前教育の普及充実に努めています。

市内の幼稚園数は、昭和60年度以降、10数年間33園を維持していましたが、平成13年度には2園が閉園しています。現在は国立1園、県立1園、市立3園、私立26園の31園となっています。就園児童数は、出生数の減少にもかかわらず5千人台で推移していましたが、平成11年度から5千人台を割り、以降減少傾向を示しています。また、就学前の児童に対する幼稚園就園児童の割合（就園率）は、平成16年度には27.1%となっています。

(2) 生涯学習環境の整備

① 生涯学習の推進

子ども学習情報紙をはじめとする学習情報の提供や学習相談への対応など、生涯学習の推進と啓発に努めているほか、市民の学習会への指導者派遣、子どもの体験活動の開催等、学習活動への支援を図っています。

② 社会教育の充実

中央公民館や各公民館等を中心に、青少年向けの講座開設をはじめ、乳・幼児、小学生やその保護者を対象とする幼児教室や育児講座等の各種講座を開設し、家庭の教育力の向上に努めています。また、図書館においても、母と子の読書活動事業を開催するなど、母子のふれあいをとおして、子育て環境の充実に努めています。

③ 教育振興運動の展開

市の教育振興運動は、昭和41年度からはじまり、よい子どもの育つ環境づくりのため、児童・生徒、家庭、地域社会、学校、教育行政の五者が連携して実践運動を行い、青少年の健全育成に努めています。平成13年度から平成17年度まで、第8次5か年計画を展開しており、全市共通の運動目標の達成に向けて、具体的推進に努めています。

8 子育てを支援する住環境の整備

(1) 住環境の整備

① 快適で良質な住宅の建設

平成11年度から平成15年度までの5か年で、市営住宅のバリアフリー化（新築3棟70戸、改築14棟155戸）を実施しました。

② 児童遊園、遊び場等の状況

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするため、児童センターの設置のほかに、市内に3か所に児童遊園を設置しています。また、町内会等が設置管理する地域の子どもの遊び場の整備に要する費用について助成を行っています。

このほか、都市公園として、平成15年度末までに、幼児公園239か所、街区公園117か所の整備を行うなど、子どもたちが安心して遊べる環境づくりに努めています。

9 就労環境の動向

(1) 就労者数の変化

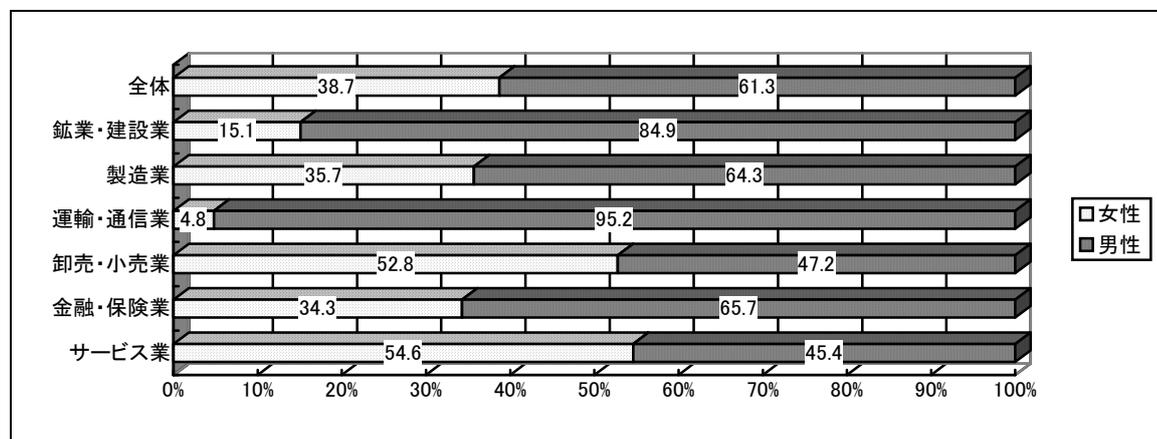
岩手県が平成15年に県内の事業所（常用労働者10人以上）を対象に実施した「女性労働者雇用管理調査報告書」によると、調査の集計対象622事業所の常用労働者は78,498人、このうち女性労働者は30,341人で全体に占める割合は38.7%（前回平成12年調査43.1%）となっています。

産業別に女性労働者の就業状況をみると、サービス業が54.6%（前回平成12年調査57.0%）と最も割合が高く、次いで、卸売・小売業52.8%（前回平成12年調査52.2%）の順となっています。

前回調査との比較では、全体的に女性労働者の割合は低下していますが、サービス業や卸

売・小売業では高い割合を維持しています。

図5 産業別の女性労働者の割合



※平成 15 年度女性労働者雇用管理調査報告書

(2) 勤労者の働く環境の整備

① 各種休業制度の啓発普及

市内各企業，事業所に対して，育児休業制度の導入とその利用促進を働きかけています。

② 勤労者向け融資制度

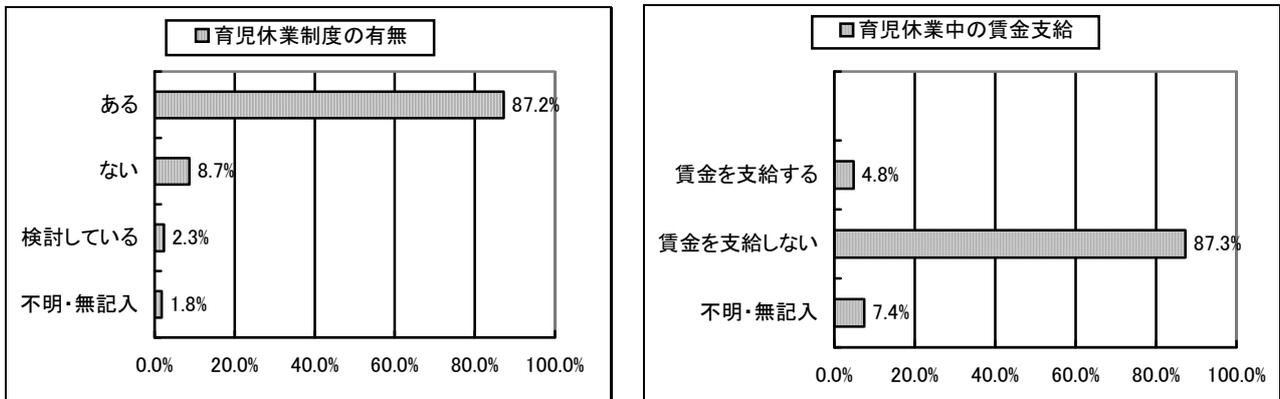
勤労者を支援する貸付制度として，子どもが高校等に進学や就学している場合に利用できる教育資金貸付，住宅を新築する場合に利用できる住宅資金貸付，育児休業を取得する場合に利用できる育児休業資金貸付，生活のために臨時にまたは緊急に資金を必要としている場合に利用できる生活資金安定貸付を実施しています。

③ 育児休業等の取得状況

87.2%の事業所が育児休業制度を就業規則等で規定しており，出産者または配偶者が出産した者のうちの育児休業を取得した者は，女性は75.1%，男性は0.9%となっています。育児休業終了後の復職状況は，復職予定であった者のうち，実際に復職した者は，女性は91.4%，男性は100%が復職しています。

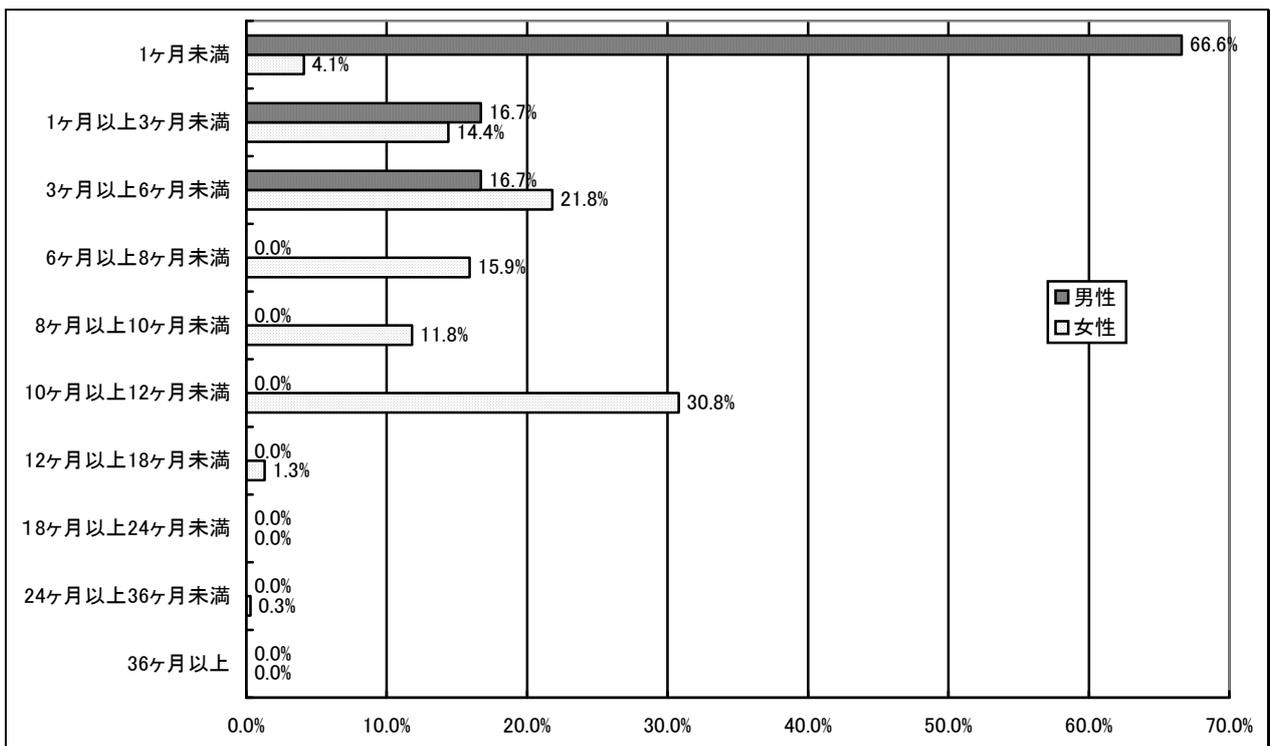
また，取得した育児休業期間は，「10か月以上12か月未満」が30.8%で最も多く，男性は「1か月未満」が66.6%と最も多くなっています。

図6 育児休業制度



※平成15年度女性労働者雇用管理調査報告書

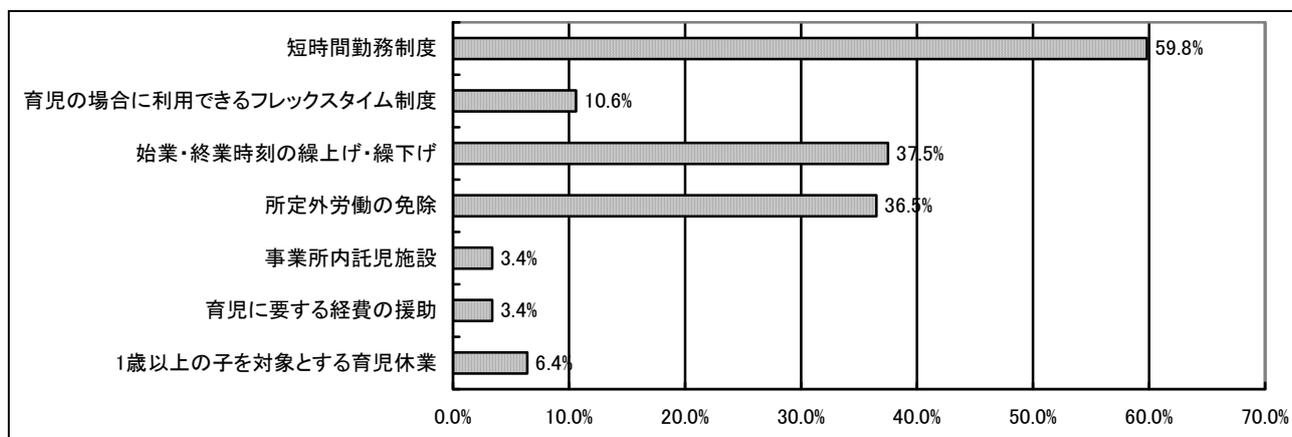
図7 取得した育児休業期間



※平成15年度女性労働者雇用管理調査報告書

育児のための勤務時間短縮等の各制度がある事業所は「短時間勤務制度」が59.8%、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が10.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が37.5%、「所定外労働の免除」が36.5%、「事業所内託児施設」が3.4%、「育児に要する経費の援助」が3.4%、「1歳以上の子を対象とする育児休業」が6.4%となっています。

図 8 勤務時間短縮のための制度



※平成 15 年度女性労働者雇用管理調査報告書

子の看護休暇制度がある事業所は 24.4%で、そのうち「就業規則等で明文化している」事業所は 71.7%となっています。対象となる子の年齢は「小学校卒業以降も対象」とする事業所が 44.1%、「小学校就学前まで」とする事業所が 40.1%となっています。

10 子どもの安全の確保

(1) 子どもの安全対策

相次ぐ遊具の事故や河川事故の発生、また、変質者や不審者の出没など、次世代を担う子どもたちへの安全対策が急務となっている中で、児童の周囲の危険な環境を改善し、安全対策に資するハード・ソフトの各事業を全庁横断のプロジェクト事業と位置付けて実施しています。

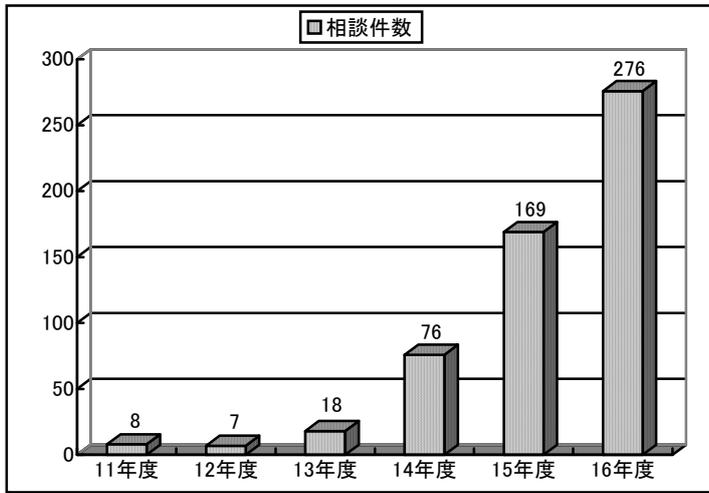
(2) 少年の非行防止

少年センターでは、少年非行の早期発見、早期補導のため、専任補導員を配置し、少年相談や街頭補導活動を行うとともに、少年を取り巻く環境の浄化や市民への啓発活動も行っています。

(3) 子どもの消費者被害防止

IT化の進展により、子どもたちが携帯電話やホームページの利用に関するトラブルに巻き込まれる事例が増加しており、消費生活センターへの消費生活相談が急増しています。このため、市内の中・高等学校、各PTAなどにおいて、「出前！消費者講座」を開催したり、ホームページで情報提供したりするなど、被害にあわないための啓発を実施しています。

図 9 10代からの消費生活相談受付件数



※市消費生活センター調べ

※16年度は4月1日から1月31日の累計

11 保護を必要とする子どもの状況

(1) 児童虐待の状況

児童虐待に関する相談が増加傾向にあり、児童相談所に寄せられた平成 15 年度の相談件数は 200 件となっています。最近は十分な食事を与えないなどの「ネグレクト（養育の怠慢）」が目立ち、被害者の大半は小学生以下です。

虐待を受けた子どもは、あざなどの外傷のほか、不安やおびえ、発達の遅れや攻撃性、不登校などのさまざまな悪影響が現れています。また、将来のドメスティックバイオレンス（DV）につながる可能性を指摘する声もあります。

この児童虐待に対応するために、市児童福祉課に家庭相談員を配置し、家庭における生活環境や育児等に対する悩みについて相談業務を実施しています。また、平成 14 年度からは児童虐待防止連絡会議を保健医療関係や保育関係などの関係者でネットワークを構成し、早期発見と対策に努めています。

表 40 児童虐待の内容

区分		身体的	ネグレクト	心理的	性的	合計
平成 14 年度	岩手県全体(人)	83	58	30	5	176
		(47.2%)	(33.0%)	(17.0%)	(2.8%)	(100.0%)
	盛岡市(人)	22	14	8	0	44
		(50.0%)	(31.8%)	(18.2%)	(0.0%)	(100.0%)
平成 15 年度	岩手県全体(人)	92	56	46	6	200
		(46.0%)	(28.0%)	(23.0%)	(3.0%)	(100.0%)
	盛岡市(人)	45	25	20	1	91
		(49.5%)	(27.5%)	(22.0%)	(1.1%)	(100.0%)
対前年比	岩手県全体	110.8%	96.6%	153.3%	120.0%	113.6%
	盛岡市	204.5%	178.6%	250.0%	-	206.8%

※ 岩手県福祉総合相談センター調べ

※ () 内は児童虐待内容の構成比

(2) 一人親世帯の状況

① 母子家庭の状況

近年の離婚に伴う母子家庭の急激な増加など、母子家庭を取り巻く状況が大きく変化してきており、また、低迷する経済情勢のもと雇用環境も厳しい状況が続いています。

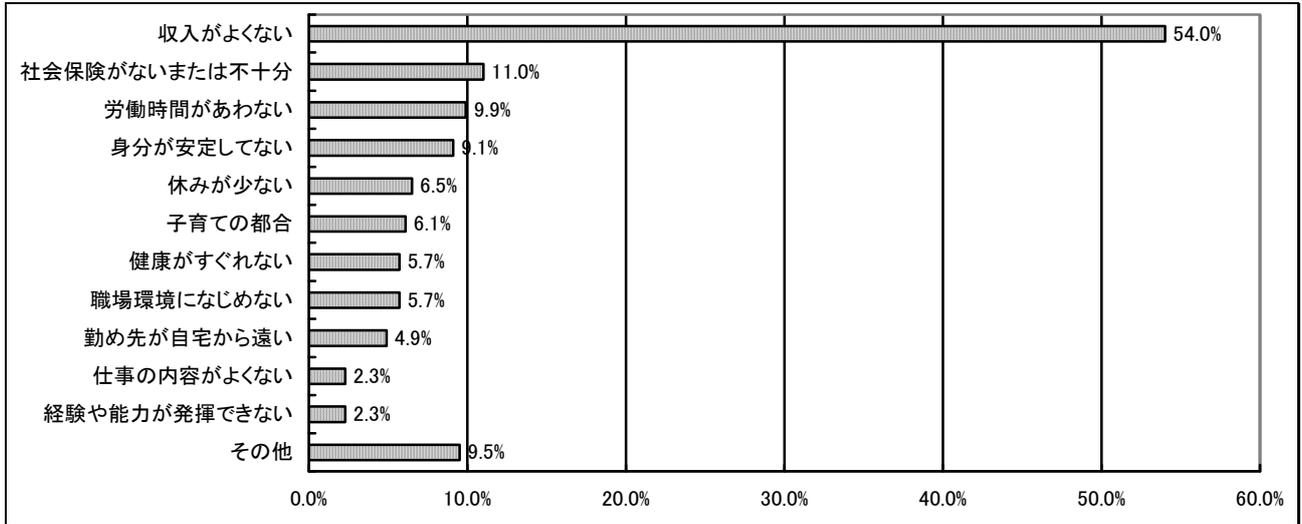
盛岡市における母子家庭の状況は、児童扶養手当の取扱者でみた場合、年々増加傾向にあり、中には生活困窮者も多く含まれています。母子家庭は就労条件等が厳しく、高額な収入を得ることが難しいため、経済的に困窮している場合が見受けられます。

表 41 児童扶養手当取扱状況

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
取扱者数(人)	1,947	1,906	2,135	2,199	2,352
うち新規申請者数(人)	275	296	328	326	370

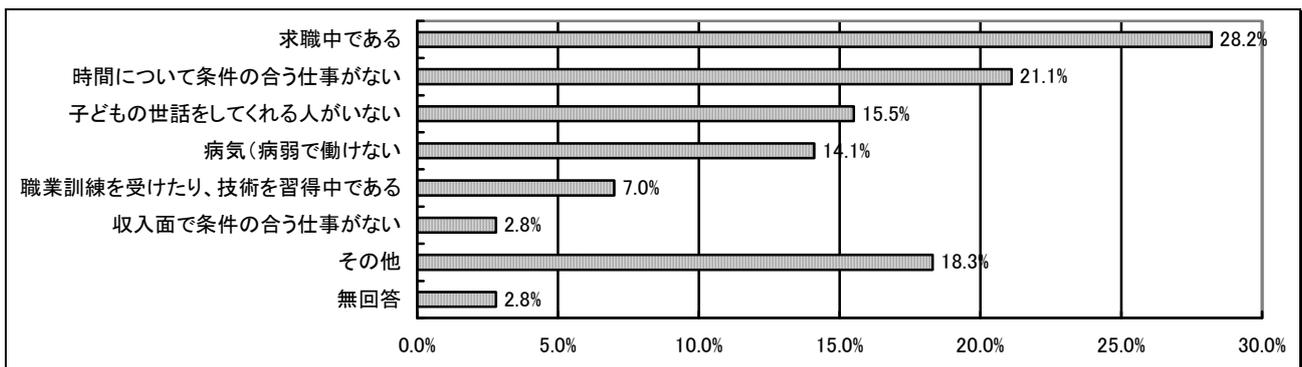
※盛岡市の福祉

図 10 仕事を变えたい理由



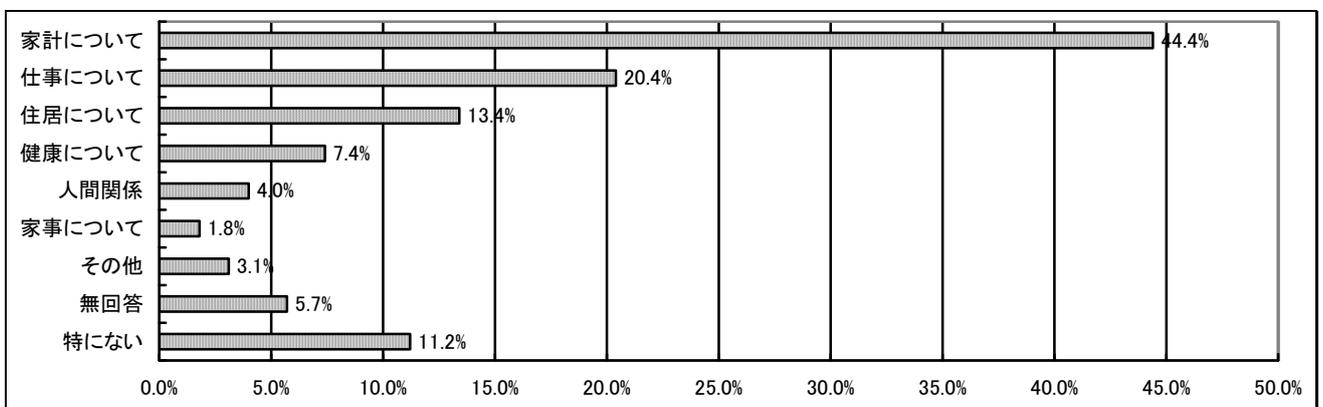
※平成 15 年度岩手県母子世帯等実態調査

図 11 就職していない（就職できない）理由



※平成 15 年度岩手県母子世帯等実態調査

図 12 困っていること

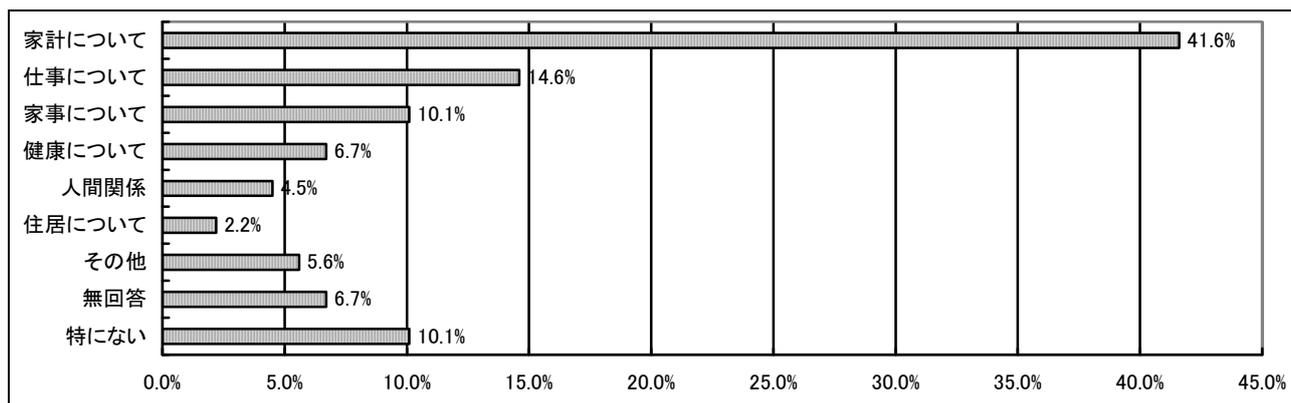


※平成 15 年度岩手県母子世帯等実態調査

② 父子家庭の状況

父子家庭は、家事について困っているということが母子家庭との大きな違いです。このことは、子どもの養育に関しても同じことが言え、食事や洗濯などの家事面での養育が困難であると推測できます。その他については、ほぼ母子家庭と同様の傾向にあります。

図 13 困っていること



※平成 15 年度岩手県母子世帯等実態調査

(3) 障害児の状況

① 身体障害児の状況

盛岡市の身体障害者手帳所持者は平成 15 年度末現在で 8,369 名、そのうち 18 歳未満の身体障害児は 205 名となっています。

身体障害児については、若干ではありますが増加してきており、身体障害者福祉法の規定に基づき更生相談、手帳の交付事務、更生医療・補装具や日常生活用具の給付、福祉電話の貸与、ホームヘルパーの派遣事業などの充実に努めています。

表 42 18 歳未満の身体障害者手帳の交付状況

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
所持者数(人)	194	198	199	201	205

※毎年度 3 月 31 日の状況

※盛岡市の福祉

② 知的障害児の状況

盛岡市の療育手帳（知的障害者を対象として交付される手帳）所持者は、平成 15 年度末現在で 1,462 名で、そのうち 18 歳未満の知的障害児は 397 名となっています。

療育手帳の所持者は年々増加傾向にあり、また、障害の重度化、重複化が進行しています。

障害の特殊性から実態把握は困難ですが、潜在している知的障害児の実態把握に努めながら、一人でも多くの知的障害児が福祉のサービスを受けることができるように努めています。

表 43 18 歳未満の療育手帳の交付状況

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
男(人)	193	218	235	247	259
女(人)	114	132	137	121	138
計(人)	307	350	372	368	397

※毎年度 3 月 31 日の状況

※盛岡市の福祉

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもがまんなか ～みんなで育む子どもの笑顔～」

価値観の多様化に伴い結婚に対する意識やライフスタイルが変化し、晩婚化や未婚化が進み、出生率が低下し少子化が進んでいます。

社会が将来にわたって発展するためには、明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つ環境をつくることがとても大切です。

盛岡市は県庁所在都市の中で最も住みやすいまちと評価された全国に誇れるまちです。

城下もりおかのまちづくりから400年を超える歴史の中で、多くの市民によって築かれてきた財産と個性に包まれながら、新しい盛岡市を築く子どもたちを健やかに育てることが、市民共通の願いです。

盛岡の子どもたちが、地域の個性を継承しながら新しい魅力を生み出すこと、多様な交流によりにぎわいと求心力を創り出すことが、将来の盛岡市の発展に大きな影響を与えます。

そのためにも、市民みずからがまちづくりの主体となり、かつ、地域の将来に責任を持ち、市民一人ひとりが協働し、盛岡市における子育て環境の整備を進めていかなければなりません。

盛岡市では、「子どもがまんなか ～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として定め、地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり、大切な子どもたちの笑顔が街中にあふれる地域社会づくり、そして子育てに喜びを感じることができるまちの実現を目指し、次世代育成支援対策推進行動計画を推進します。

注) 「県庁所在都市の中で最も住みやすいまち」については、時事通信「地方行政」くらしと環境に関する世論調査の「住みやすさ指数」で対象 49 都市（県庁所在市に川崎、北九州両政令市を加えた）の中で1位との結果が発表されました。（平成17年2月3日付け）

2 基本的な視点

この計画の策定および施策の推進にあたっては、次の視点を基本とします。

(1) 子どもの幸せを考える視点

子どもは、様々な家庭環境の中で育てられています。どのような環境でも、男女が協力し合い、子どもの幸せを第一に考えて育てることが求められています。

子どもが健やかに育つよう、子どもの生命や人権を擁護し、利益を最大限に尊重するとともに、多様な育児環境で育つ子ども一人ひとりの実情に配慮した取り組みを進めます。

(2) 安心して子育てができる視点

子どもを生み育てることは、長期にわたる次代の親育てです。

安心して子どもを産み、一緒に楽しく過ごし、その子が豊かな人間性を形成し、自立して新たな家庭をもつことができるようにすることが重要です。

子どもの成長過程や多様なニーズに合った質の高いサービスを確保し、継続して子育て・親育てを支援する取り組みを進めます。

(3) 地域社会みんなで子育てを支援する視点

子育ては、基本的には保護者の責任ですが、子どもも社会の一員であり、地域、企業、行政が連携し協力し合って子どもの成長を見守り、かかわっていくことが大切です。

親子が喜びを感じることができるよう、企業などの育児に対する意識の啓発や地域の社会資源を活用した支援サービスに努めるなど、地域が子育てを支える取り組みを進めます。

3 施策の基本的方向

この計画では、基本理念を実現するために、3つの基本的な視点をふまえつつ、次の7つを「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画における施策の基本的方向」として総合的に施策を推進します。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため、利用者の生活やニーズをふまえた保育サービスの充実や児童センター等の社会資源を活用した放課後児童の健全育成の充実に努め、また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源を活用した取り組みを推進します。

(2) 母と子どもの健康の確保・増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して生み、育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、各種健康診査、育児相談やきめ細かな育児情報の提供などにより母子の健康の確保を図るとともに、思春期における心身の健康づくりができるような取り組みを推進します。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態をふまえ、家庭・学校・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取り組みを推進するとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを育てるには、快適な居住空間や都市空間が必要なことから、子育て家庭に配慮した住環境、道路交通環境の充実や公共施設のバリアフリー化に努め、安心して親子が外出できる地域環境の整備を推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。男女が一緒に子どもを生み育て、ともに家庭を築く共同意識の醸成に努めます。また、事業者に対して育児休業取得の促進を働きかけるなど、関係機関・団体等と連携を取りながら、働きながら子育てができる地域社会づくりを推進します。

(6) 子どもの安全の確保

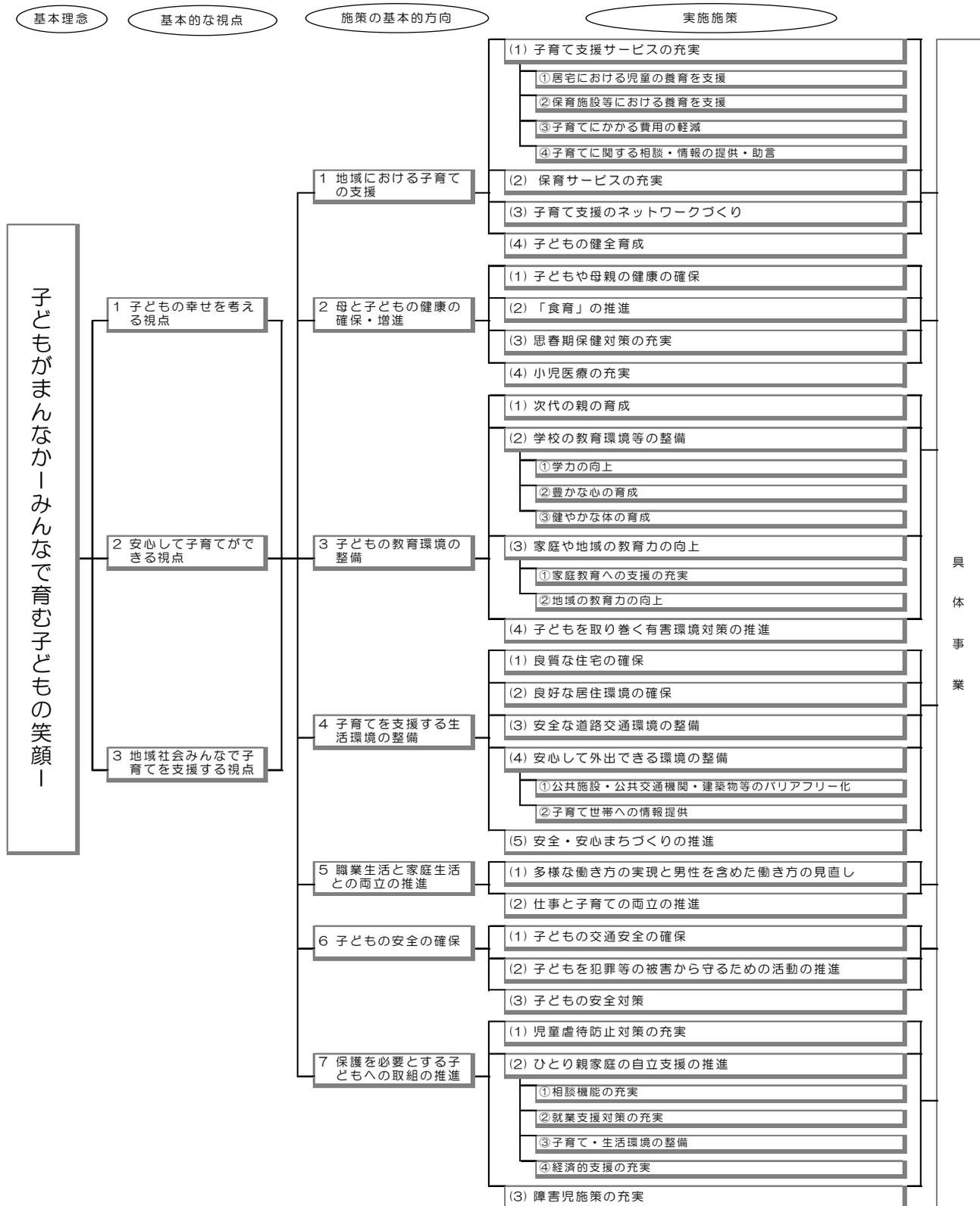
核家族化や都市化の進行等によって、子どもを取り巻く環境が変化しています。

子どもや保護者が事故や犯罪、消費者被害等に巻き込まれることを防ぐため、情報提供や広報啓発活動などの、関係機関等と連携した活動を推進します。また、遊具の点検や修繕等の子どもを取り巻く環境の整備に努め、子育てに配慮した、安全で安心できるまちづくりを推進します。

(7) 保護を必要とする子どもへの取り組みの推進

児童虐待の防止対策の充実、母子家庭等の自立支援、障害児施策の充実等を通じ、支援を必要とする子どもに対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

計画の体系



第4章 計画の推進

施策の基本的方向に基づいて、計画を推進するために実施施策と具体事業を以下のとおりとします。

注) ㊦=子育て支援サービス等の特定14事業に該当する事業

㊧=新規事業

1 地域における子育ての支援

<課題>

核家族化が進行し、子育てに関する相談相手がなく、一人で悩む家庭が増加しています。保育園等に通っている場合には、保育士等に相談することができますが、在宅家庭ではその機会がなく、子育てに対する不安や負担感を感じています。この不安等を軽減するために、在宅家庭に対する子育て支援の重要性が高まっていることから、子育て支援施策の充実を図るとともに、子育てに関する情報の提供などを積極的に行う必要があります。

就労家庭に対しては、従前から保育サービス等の支援策を講じてきていますが、就労形態が多様化し、ニーズも多様化していることから、そのニーズを踏まえた保育サービスの提供が必要です。

子育てを行っているすべての家庭に対しては、質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、子育て支援サービスの地域ネットワークを形成していくことが重要です。また、子どもの心身の健やかな成長のためには、乳幼児期から絵本を通した親子の心のふれあいが大切なことから、各家庭で絵本に親しむよう啓発活動に取り組むことが必要です。

少子化による子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間意識の形成や子どもの社会性の発達に影響を及ぼすことが懸念されており、子どもの健全育成のために、子どもが地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場や機会の提供が必要です。

なお、幼保一元化による総合施設については、平成18年度から実施の予定ですが、現時点では制度としての詳細が示されておりませんので、17年度モデル事業の方向性やその後の国の意向に留意し検討する必要があります。

<実施施策と具体事業>

(1) 子育て支援サービスの充実

子育ての相談への対応や、保育所や幼稚園における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、乳幼児期において、絵本の読み聞かせを通した親子のふれあいの大切さを啓発するブックスタート事業について推進を図ります。

子育てにかかる費用の軽減については、保育所保育料の軽減や幼稚園就園奨励事業、医療

費給付事業等を適切に実施することにより費用の軽減を図ります。

また、子育てに関する情報の提供や相談・助言についてもより一層の推進を図ります。

なお、今後においては、総合施設としての幼保一元化への取り組みが課題となってきますが、国の法整備等の状況に応じて検討を進めていきます。

① 居宅における児童の養育を支援

No.1 家庭相談員活動事業		児童福祉課
家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行う。児童福祉課での来庁者との面談や、電話での相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問をして指導・援助を行う。		
No.2 地域子育て支援センター事業（子育て相談）	特	児童福祉課・保育所
とりょう、くりやがわ、みたけ、永井の4保育園に相談室と相談電話を設置し、育児やしつけなどの相談に対応する。		
No.3 ファミリーサポートセンター事業	特	児童福祉課・NPO 法人
地域において会員同士が育児、介護の相互援助を行うことを支援する。子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うが、提供依頼者の家庭で行うことにも対応する。		
No.4 妊産婦・乳幼児相談事業		保健センター
妊産婦や子育て中の親が抱えている悩みや育児不安などを解消するため、具体的な保健指導や適切な情報を提供しながら、安心して出産や育児ができるよう支援する。①専用回線による電話相談「ママの安心テレホン」、②定例子育て相談（保健センターなど市内4か所で実施）、③地区子育て相談（西部公民館など地区の要望により実施）		
No.5 親と子の楽しいプレイランド		西部公民館
3歳児と母親を対象に、豊かな情操教育を育む子育てについて学習する。		
No.6 ブックスタート事業	◆	保健センター・図書館
読み聞かせのボランティア等により、乳幼児健診等の機会に読み聞かせを行うなど、各家庭で絵本に親しむよう啓発に取り組む。		

② 保育施設等における養育を支援

No.1 子育て短期支援事業（ショートステイ）	特	児童福祉課・児童養護施設
保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。		
No.2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	特	児童福祉課・児童養護施設
保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。		

No.3 乳幼児健康支援デイサービス事業	特	児童福祉課・医療機関
児童が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、病院に併設した施設で一時的にその子どもの保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。		
No.4 一時保育事業	特	児童福祉課・保育所
保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が断続的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育する。		
No.5 地域子育て支援センター事業（子育て相談）	特	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(1)-①-No.2 参照		
No.6 地域子育て支援センター事業（ぴよんぴよん広場）	特	児童福祉課・保育所
とりょう保育園において、妊婦と0～2歳児の親子を対象に、いつでも気軽に遊びに来たり相談できる場として保育室を開放する。		
No.7 地域子育て支援センター事業（にこにこルーム）	特◆	児童福祉課・保育所
市内数箇所の既存の施設を利用して、0歳からの親子が気軽に遊べる場をつくる。		
No.8 地域子育て支援センター事業（公立保育園一斉園開放）	特	児童福祉課・保育所
月2回、公立保育園18園において、就学前の親子を対象に気軽に遊びに来たり相談できる場として保育園を開放する。		

③ 子育てにかかる費用の軽減

No.1 保育所保育料の軽減	児童福祉課	
保護者の保育料負担を軽減するため、国の基準額から独自に軽減を行い、保育料を設定する。		
No.2 乳幼児・妊産婦医療費給付事業	医療給付課	
就学前の乳幼児及び妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。		
No.3 児童手当支給事業	児童福祉課	
子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。		
No.4 幼稚園就園奨励事業	学校管理課	
子どもを幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減するため入園料や保育料を減免または一定額を補助する。		
No.5 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校管理課	
経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する。		

No.6 出産育児一時金の貸し付け事業	国保年金課
盛岡市の国民健康保険に加入している方に対し，出産の1ヶ月前から出産費用の一部（出産育児一時金の8割：24万円が限度）を貸し付け，出産時の費用捻出を軽減する。	

④ 子育てに関する情報の提供・相談

No.1 家庭相談員活動事業	児童福祉課
【再掲】1-(1)-①-No.1 参照	
No.2 地域子育て支援センター事業（ぴよんぴよん広場）	特 児童福祉課・保育所
【再掲】1-(1)-②-No.6 参照	
No.3 地域子育て支援センター事業（こんにちはママさん講座）	特 児童福祉課・保育所
河南公民館・上田公民館・都南公民館・西部公民館にて，1～2歳児とその母親を対象に，母親が育児に関する専門的立場からのアドバイスを受け，また母親同士の交流を通して，子育てについて学べる機会となることを支援する。	
No.4 地域子育て支援センター事業（子育てサークルの支援）	特 児童福祉課・保育所
こんにちはママさん講座（子育てについての講話，体験入園，遊びの紹介，母親どうしの交流）終了後に結成された子育てサークルに対して，育児情報の提供や相談に応じ，講師派遣などして活動を支援する。	
No.5 地域子育て支援センター事業（にこにこルーム）	特 児童福祉課・保育所
【再掲】1-(1)-②-No.7 参照	
No.6 地域子育て支援センター事業（子育てサークルの情報提供）	特 児童福祉課・保育所
サークルに関する問い合わせや入会の相談に応じる。	
No.7 地域子育て支援センター事業（公立保育園一斉園開放）	特 児童福祉課・保育所
【再掲】1-(1)-②-No.8 参照	
No.8 つどいの広場事業	特 児童福祉課・保育所
とりょう保育園における，妊婦と0～2歳児の親子を対象に，いつでも気軽に遊びに来たり相談できる場として保育室を開放する「ぴよんぴよん広場事業」，市内数箇所の既存の施設を利用して，保育園の職員が出向いて遊びの場を設定し，0歳からの親子が気軽に遊べる場をつくる「にこにこルーム事業」等の展開により，気軽に参加できるつどいの広場を定期的に開催する。	
No.9 妊産婦・乳幼児相談事業	保健センター
【再掲】1-(1)-①-No.4 参照	

No.10 子育て応援ガイドブック発行事業	保健センター
育児のポイント，子育て支援サービス事業，子育てに関する制度等の情報を集約したブックを作成する。子育て家庭に配布し，情報提供を行うとともにサービス，制度等の効率的利用を促進する。	
No.11 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ）	児童福祉課・保健センター
育児のポイント，子育て支援サービス事業，子育てに関する制度等の情報を集約した子育て総合支援ホームページ「もりおか子育てねっと」を作成し，公開する。	

(2) 保育サービスの充実

子育てをしている人が安心して働くことができるよう多様なニーズに応じて広く市民が利用しやすい保育所サービスの提供に努めていきます。なお，施設の整備については整備計画を策定し，ニーズや地域バランス等を考慮した施設整備を行います。

No.1 通常保育事業	特	児童福祉課・保育所
保護者の就労等により家庭で保育できない子どもを保育所で保育する。		
No.2 延長保育事業	特	児童福祉課・保育所
通常の保育時間（午前7時から午後6時まで）を超えて保育する必要がある子どもに対して午後7時までの1時間または午後8時までの2時間の延長保育を行う。		
No.3 休日保育事業	特	児童福祉課・保育所
保育所に入所している児童の家庭において，休日に，保護者の就労等により子どもの保育が困難になる場合に，子どもを保育所で保育する。		

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育てを行っているすべての家庭に対し，質の高い子育て支援サービスを提供していくために，子育て支援サービスの地域ネットワークの形成を支援します。

No.1 地域子育て支援センター事業（こんにちはママさん講座）	特	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(1)-④-No.3 参照		
No.2 地域子育て支援センター事業（子育てサークルの情報提供）	特	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(1)-④-No.6 参照		
No.3 子育て応援ガイドブック発行事業		保健センター
【再掲】1-(1)-④-No.10 参照		
No.4 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ）		児童福祉課・保健センター
【再掲】1-(1)-④-No.11 参照		

(4) 子どもの健全育成

各地域に整備している児童館（児童センター）や公民館等において、母親クラブの育成や親子のふれあい、多様な学習体験機会の提供などを進めて、児童館を拠点とする地域活動を活発にしていきます。

No.1 児童館管理運営事業	児童福祉課・社会福祉法人
子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館（児童センター）の運営を行う。	
No.2 児童館整備事業	児童福祉課
子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館（児童センター）を計画的に整備する。	
No.3 地域児童クラブ等運営事業	特 児童福祉課・地域児童クラブ
日中保護者のいない小学校低学年児童の健全な育成及び指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置する。	
No.4 母親クラブ活動育成事業	児童福祉課
会員数が概ね 30 人以上の母親クラブが、児童館と連携しながら母親クラブ活動を行う場合に助成し、活動の促進を図る。	
No.5 親子でつくろう動物キャラクターパン	上田公民館
子どもに「ものを作る楽しみ」を体験させ、家事手伝いの励行と親子のふれあい交流を図る。	

2 母と子どもの健康の確保・増進

<課題>

都市化や核家族化の進行などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させており、妊産婦並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。特に若年の妊婦は経済的問題、未婚、育児知識の乏しさなど様々な問題を抱えることが多いことから、育児不安の解消、児童虐待予防等の観点からも、妊娠から産後まで関係機関との連携をとりながら継続した支援が必要です。

また、「食育」という観点からは、朝食欠食などの食生活の乱れが、子どもの心と身体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが求められています。

思春期保健対策としては、20歳未満の妊婦は横ばいの傾向にあり、こうした妊婦の中には望まない妊娠の妊婦もおり、人工妊娠中絶数の増加、性感染症の増加と併せて、現状に即

した思春期教育を行う必要が有ります。

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが求められています。

<実施施策と具体事業>

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

さらに、妊娠・出産や育児の情報・出産準備や子どもの事故防止など親となるために必要な知識を習得する機会を提供します。

No.1 母子健康手帳交付及び妊婦相談事業	保健センター
妊娠届出のあった者に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康の保持増進を目的に保健指導を行う。母子関連の制度やサービスなどの情報提供を行い保健師が面接を行いながら、妊婦の生活環境や心身の状況を把握し、保健指導が必要な妊婦に対しては家庭訪問などにより継続支援を行う。	
No.2 妊婦健康診査事業	保健センター
母体の健康管理のため、妊娠中に発症しやすい病気の早期発見と早期治療を目的に、妊娠期2回（19歳以下の初産婦、35歳以上全妊婦は3回）の妊婦健康診査の助成を行う。また、健診受診後必要な妊婦に対しては、家庭訪問などにより継続支援を行う。	
No.3 妊産婦・乳幼児相談事業	保健センター
【再掲】1-(1)-①-No.4 参照	
No.4 母親教室事業	保健センター
妊婦及び夫を含む家族に対し妊娠・出産・育児についての知識の普及を行う。また参加者同士が情報を共有したり仲間づくりができるよう支援する。平日（3日間）コースを毎月開催するほか、就労者のために土・日曜日（1日）コース年間6回開催する。	
No.5 育児教室事業	保健センター
第1子とその親を対象に子育てについての知識の普及と、親同士の交流や仲間づくりを目的にした教室。離乳食指導のほか、この時期の子育てのポイント、母と子の遊び、事故防止、口腔衛生等について指導する。	
No.6 妊産婦・新生児訪問指導事業	保健センター
家庭訪問により妊娠・出産・育児に関して、個々の生活環境に即した支援を行う。病気や経済的に支援が必要な妊産婦や、新生児については出生時の状況や訪問の希望に対し（特に第1子を優先し）、保健師や助産師が指導にあたる。	

No.7 出産前小児保健指導事業	保健センター
妊産婦に対し、妊娠期から育児不安の軽減と子育てへの支援のために、産婦人科医と小児科医が連携して、妊産婦の健康や育児状況について情報交換を行いながら、一貫した育児支援を行う。	
No.8 歯科健診事業	保健センター
「妊産婦歯科健康診査」妊産婦の口腔の診査により健康増進を図るとともに、子どもの歯の健康への知識と口腔ケアの技術を高めることを目的に実施する。「幼児歯科健康診査」は幼児の健康増進を図るために口腔疾患の早期発見、早期治療と生涯を通じての口腔ケアの知識を啓発することを目的として実施する。5歳児歯科健康診査受診児は、う蝕予防のために必要時第一大臼歯へのシーラント予防処置を行うことができる。	
No.9 乳幼児健康診査事業	保健センター
乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達および育児環境上の問題を早期に発見して適切な支援・指導を行う。平日に受けられない幼児には休日幼児健康診査を実施する。	
No.10 母子栄養食品支給事業	保健センター
妊産婦及び乳児の健康の保持増進を目的に、低所得者（生活保護世帯・市県民税非課税世帯・同均等割のみ課税世帯）に対し牛乳または粉ミルクを支給する。	
No.11 乳幼児総合診査事業	保健センター
定期の乳幼児健康診査等から発達や発育、養育に対し問題があると思われる乳幼児を、早期発見、早期療育の観点で総合的に診査し、必要時療育指導を行う。また、専門機関、療育機関など関係機関とのネットワークにより乳幼児の発達支援を就学まで行う。 ①診査事業（月1回）②親子教室（組別等定例開催）③早期療育ネットワーク（療育機関等の研修、調査事業、事例検討）	
No.12 子育て応援ガイドブック発行事業	保健センター
【再掲】1-(1)-④-No.10 参照	
No.13 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ）	児童福祉課・保健センター
【再掲】1-(1)-④-No.11 参照	
No.14 乳幼児・妊産婦医療費給付事業	医療給付課
【再掲】1-(1)-③-No.2 参照	

(2) 「食育」の推進

保健分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を図っていきます。

No.1 婦人の健康づくり事業（ヘルシークッキング教室）	保健センター
ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れがちな今日、次世代の家族の健康づくりを担う 20 代～30 代の主婦を対象に、健康のための正しい知識と行動変容を促す。そのことにより家族全員の健康的な我が家の食卓が、次世代の子供たちのよい食習慣につながるようにする。	
No.2 食生活改善推進員地区活動	保健センター
親子料理教室の開催や地域の実情に合わせ、学校、保育園等とも連携をとりながら、活動を行っている。子ども達に食事の大切さを伝え、食を営む力を育むために伝統的な行事を盛り込みながら地域に根ざした活動を進めている。	
No.3 育児教室事業	保健センター
【再掲】2-(1)-No.5 参照	

(3) 思春期保健対策の充実

10 代の人工妊娠中絶や性感染症の増大で、性にかかわる健康問題の対応が急務となっているため、思春期にかかわる関係機関との連携の中で、正しい知識の普及を図り、性についての相談できる体制づくりを推進します。

No.1 看護ふれあい体験事業	保健センター
中・高校生が母親教室、育児教室等に参加し、命を育むことの大切さについて学習するとともに、中高生の性を取り巻く問題についての知識を深める。	

(4) 小児医療の充実

小児医療については、盛岡市医師会、盛岡市歯科医師会の協力を得て、在宅当番医制や小児救急輪番制を行うほか、夜間における初期救急を夜間急患診療所の設置により確保していますが、さらに小児救急医療体制の整備に努めていきます。

No.1 乳幼児・妊産婦医療費給付事業	医療給付課
【再掲】1-(1)-③-No.2 参照	
No.2 在宅当番医制事業	保健センター・医療機関
初期医療対策の一環として、休日等の日中における軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたる。診療体制 1日1施設、診療時間 午前9時～午後5時	

No.3 小児救急輪番制事業	保健センター・医療機関
小児の重症救急患者の医療を確保するため、休日または夜間における入院治療を参加6病院の小児救急入院受け入れ病院が輪番制により診療にあたる。診療体制 1日1施設 診療時間 夜間：午後5時～午前9時 日中：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時	
No.4 夜間急患診療所運営事業	保健センター・医療機関
夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたる。診療時間 午後7時～午後11時30分	
No.5 予防接種事業	保健センター
乳幼児の発病予防のため予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種で、急性灰白髄炎（ポリオ）を集団接種で実施する。また、結核予防法に基づき乳幼児にBCG予防接種を実施する。	
No.6 幼児インフルエンザ予防接種事業	保健センター
3歳から5歳までの幼児のインフルエンザの発病とその重症化予防のため、幼児が予防接種を受ける場合に一定金額を補助する。	

3 子どもの教育環境の整備

<課題>

児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化していますが、その背景には、核家族化や地域におけるつながりの希薄化があげられています。また、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えており、親の間では、子どもの教育やしつけの仕方がわからないといった育児に関する悩みが広がっており、子育ての楽しさや子どもを生き育てる意識、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していくことが必要となっています。

学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生きいきと活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが求められています。

家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自制心や社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を担っています。家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、親からの相談体制をより一層充実するとともに、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりを行なっていく必要があります。

また、家庭環境や地域社会などの様々な社会環境や有害環境によるいじめ・不登校、非行などの課題解決に向けた子どもの健全育成を進めていくことが必要です。

＜実施施策と具体事業＞

(1) 次代の親の育成

子育て支援センター事業として、高校生体験保育を行い、乳幼児とふれあう機会をつくるなど、異年齢児や世代間の交流・親と子の交流事業の拡大に努めていきます。

No.1 地域子育て支援センター事業（高校生体験保育）	児童福祉課・保育所
高校生と乳幼児とのふれあいを公立保育園で行う。	

(2) 学校の教育環境等の整備

学力の向上を図りつつ、いじめや不登校などの児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツ、国際交流の振興に努めるなど、心も身体も健やかに育つ環境を整えていきます。

また、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）及び高機能自閉症児童生徒等に対する教育的支援体制の整備を図ることや、子どもと親の相談員の配置により、不登校や問題行動などの未然防止や早期発見・早期対応等に関する調査研究を推進していきます。

① 学力の向上

No.1 教育振興運動事業	学校教育課
昭和 41 年から教育水準（健全育成・学力向上・健康安全）の維持向上に、児童生徒、家庭、地域、学校、行政の五者がそれぞれの役割と責任を明確にしながら取り組んでいる。	
No.2 学校支援事業	学校教育課
個別に配慮が必要な児童生徒のいる学校に対し、より効果的に学習指導、生徒指導を行うために非常勤職員を配置する。	
No.3 地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業（総合学習）	学校教育課
体験的な学習を積極的に取り入れ、地域等の人材活用を図ることにより、地域や学校の特色を生かした教育活動が推進できるように援助する。	
No.4 国際交流関係	学校教育課
国際化に対応できる児童生徒の育成のため昭和 48 年から米国アールラム大学との教育・文化交流を実施し本市の国際化、英語教育の向上に寄与する。	
No.5 外国人英語指導講師招へい事業	学校教育課
国際理解教育の英語力の向上等を図るため、米国アールラム大学より外国人英語指導講師を招へいし、中学校に配置し、小学校へも派遣することで、次代を担う小中学生に生きた英語を学ぶ機会を提供し、英語力の向上と国際化に対応できる能力の育成を図る。	

No.6 特別支援教育事業	学校教育課
小中学校の通常学級に在籍している注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）及び高機能自閉症児童生徒等に対する教育的支援体制の整備を図る。	
No.7 教育研究事業	教育研究所
教育の今日的な動向の的確な把握に努め、本市の教育上の重要課題を明らかにし、それらを重点的に調査研究し有効適切な解決方を提示する。	
No.8 教育研修事業	教育研究所
教育上の重要課題の解決に向け、教育研究所の研究員の資質向上を図るとともに、教育に関する資料の収集・整備・活用等を充実する。	
No.9 一般研修事業	教育研究所
教職員の資質向上のための研修を行い、教育の質的向上を図る。	

② 豊かな心の育成

No.1 教育振興運動事業	学校教育課
【再掲】3-(2)-①-No.1 参照	
No.2 平和教育推進事業	学校教育課
市内中学校の生徒及び教師を広島県広島市へ派遣し、原爆資料館及び関連施設を視察するとともに広島市が主催する「広島平和記念式典」に参加する。また、広島市内の中学校を訪問して生徒会活動の交流を図るとともに、平和教育のあり方について学習する。	
No.3 教科研究会等助成事業	学校教育課
教科研究会等の開催を援助することにより、教育機関、研究機関の活動の活発化を促進する。	
No.4 生徒指導強化推進	学校教育課
関係機関・学校・地域各団体が連携しながら非行防止やいじめ、不登校の解消に向け取り組む。また健全育成の立場から市内各校の生徒指導の取り組みを援助する。	
No.5 心の教室相談員活用調査研究委託事業	学校教育課
生徒が悩みなどを気軽に話すことができる相談員を配置し、生徒が心にゆとりを持てる環境を提供する。	
No.6 いきいきスクール事業	学校教育課
不登校生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細やかな支援を行うため教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など、適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究事業。	

No.7 善行表彰事業	学校教育課
市内の小中学校に在学する児童生徒個人及びそれによって構成された団体で、善行・努力など他の規範となる、さわやかな行為または活動を表彰し、児童生徒の健全育成と学校教育の充実に資する。	
No.8 学校支援事業	学校教育課
【再掲】3-(2)-①-No.2 参照	
No.9 地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業（総合学習）	学校教育課
【再掲】3-(2)-①-No.3 参照	
No.10 適応指導教室事業	教育研究所
学校不適応児童生徒の学習面、心理面での不安を解消し、適応力を身につけるため、適応指導教室を開設し、指導援助を行う。	
No.11 子どもと親の相談員事業	学校教育課
子どもと親の相談員を小学校に配置し、不登校や問題行動などの未然防止や早期発見・早期対応等に関する調査研究を行う。	
No.12 環境啓発事業（きれいな街づくり運動図画コンクール）	環境企画課
小学生のきれいな街づくりに対する理解と関心を深めるとともに、自然を大切にする心を養い、より良い街づくりの推進の一環として、市内の小学生を対象に「きれいな街づくり運動」図画コンクールを毎年実施する。	
No.13 小学校第3・4学年社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成	ごみ減量推進課
子どものころから、市のごみ処理の実態、ごみの減量やリサイクル、ごみの正しい出し方などへの関心を高め、理解させることが重要であることから、小学校第3・4学年を対象にした社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成し、市内小学校に配布する。	
No.14 子ども会活動支援事業	生涯学習スポーツ課
異年齢交流等を通じ、子ども達の健全育成に寄与するために子ども会育成会への活動支援や、各種研修への助成等の実施。	
No.15 親子土遊塾	区界高原少年自然の家
親子のふれあいを深めるとともに、自然を愛し大切にする心を育てる。主な活動内容は、追跡ハイク・登山・ネイチャーゲーム・水晶拾い・クラフトなど。	
No.16 アウトドアイン区界	区界高原少年自然の家
季節ごとの区界の自然の中で活動を通して、自然のすばらしさや大切さを気づく機会とし、また親子や家族の絆を深める。主な活動内容は、季節ごとの自然観察・野外炊事・登山・テント宿泊体験など。	

No.17 親子スキー教室	区界高原少年自然の家
アルペンスキーの初心者・初級者を中心に，基本的なスキー技術を習得させるとともに，親子の絆を深めたり，参加者相互の交流を図り社会性を養う。	

③ 健やかな体の育成

No.1 教育振興運動事業	学校教育課
【再掲】 3-(2)-①-No.1 参照	
No.2 生徒指導強化推進	学校教育課
【再掲】 3-(2)-②-No.4 参照	
No.3 善行表彰事業	学校教育課
【再掲】 3-(2)-②-No.7 参照	
No.4 学校支援事業	学校教育課
【再掲】 3-(2)-①-No.2 参照	
No.5 学校プール管理事務	学校教育課
学校プールを利用したの体育の授業をより安全に行うために，学校プール水の管理として検査機関による水質検査，プール水の消毒殺菌塩素剤等の購入及び配布に関する事務を行う。	
No.6 学校保健事業及び幼稚園管理事務	学校教育課
幼稚園・小中学校の児童生徒の健全な育成を支援するため，定期健康診断，学校の環境衛生を保持するため，健診事業及び検査事業を実施する。	
No.7 地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業（総合学習）	学校教育課
【再掲】 3-(2)-①-No.3 参照	
No.8 学校保健関係事業	学校教育課
就学前の子どもたちに，健康診断を実施する。	
No.9 学校体育振興事業	学校教育課
学校体育の振興を図るために，教員への実技講習の実施，小体連・中体連への運営補助，全国中学校総合体育大会への派遣補助などを行う。	
No.10 適応指導教室事業	教育研究所
【再掲】 3-(2)-②-No.10 参照	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育への支援の充実が求められていることから，各種講座や啓発事業を通して，地域の教育力の向上を図り，地域における人と人との結びつきを強めていきます。

また，子どもの読書活動の推進は，感性や表現力，想像力を豊かにすることから，ブック

スタート事業の展開等により家庭内で本に触れる習慣を形成していきます。

① 家庭教育への支援の充実

No.1 教育振興運動事業	学校教育課
【再掲】3-(2)-①-No.1 参照	
No.2 子どもと親の相談員事業	学校教育課
【再掲】3-(2)-②-No.11 参照	
No.3 家庭教育を考えるつどい	生涯学習スポーツ課
父母や教師等家庭教育に関心を持つ方々を対象に家庭教育に関する講演会を開催する。	
No.4 地域社会教育促進事業（家庭教育）	中央公民館
家庭の教育力の向上が一層求められていることから、市内の小中学校のPTAを対象に家庭や地域の諸課題についての学習活動を支援する。	
No.5 なでしこ幼児家庭教育学級	中央公民館
3歳児の旺盛な好奇心、行動力をより良く伸ばすために、母親としての在り方の交流をしながら、子ども達同志の交わり体験をとおして、子育てについて学習する。	
No.6 子育てママおたすけ講座	上田公民館
2・3歳児を持つ母親を対象とし、育児の不安やストレスを解消できるように、母親同士の交流を交えながら、子育てについて楽しく学習してもらう。親子での遊びや絵本についての講話、幼児の食と健康についてのお話と調理実習などを行う。全5回。	
No.7 託児をお手伝いしてみま専科	上田公民館
子育て中の母親の学習を支援するため、託児ボランティアを養成する。託児ボランティアとしての心構えについて、また、幼児との接し方についての講話、救命講習、保育実習を行う。全5回。	
No.8 新米ママの子育て講座	都南公民館
第1子の子育て中で不安や悩みを抱えている母親を対象とし、学習をとおして安心して子どもに接していけるよう支援する。講座全5回。	
No.9 育児教室事業	保健センター
【再掲】2-(1)-No.5 参照	
No.10 婦人の健康づくり事業（ヘルシークッキング教室）	保健センター
【再掲】2-(2)-No.1 参照	
No.11 ブックスタート事業	◆ 保健センター・図書館
【再掲】1-(1)-①-No.6 参照	

② 地域の教育力の向上

No.1 教育振興運動事業	学校教育課
【再掲】3-(2)-①-No.1 参照	
No.2 少年指導員登録・研修事業	生涯学習スポーツ課
子どもたちに、不足しているといわれている自然体験や社会体験を、実際に経験させるため、これを地域でサポートするボランティアの登録と研修を実施する。	
No.3 社会教育関係団体への活動助成	生涯学習スポーツ課
子ども達の健全育成に努めている関係団体へ活動運営補助金を交付する。	
No.4 こどもエコクラブ支援事業	環境企画課
子どもたちの環境保全への高い意識を醸成することを目的として国が実施している「こどもエコクラブ事業」において、市が盛岡市域の事務局として、市内でこどもエコクラブ活動をする方々と全国事務局との連携を図り、子どもたちが地域の中で主体的に環境に関する活動を行えるよう支援する。	
No.5 水生生物による水質調査事業	環境企画課
河川にすむ生物を観察することにより、身近な河川の水質保全に関する市民の意識を涵養することを目的として国が実施している全国水生生物調査事業において、市が小中学校やこどもエコクラブなどに参加を呼び掛け、参加団体に対する調査方法の説明や助言等を行う。	
No.6 資源集団回収報奨金交付事業	ごみ減量推進課
資源の集団回収を行う町内会、子ども会等に対し報奨金を交付することにより、資源の再利用等を促進する運動を育成する。	

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

児童・生徒にとって有害となる場所等を定期的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携協力して有害環境対策を推進していきます。

No.1 街頭補導活動事業	少年センター
少年の非行が行われるおそれのある場所等を重点的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見及び適切な指導に努める。	
No.2 少年相談活動事業	少年センター
少年の悩み、少年の問題行動を中心に電話相談・面接相談を受け、少年の自立と犯罪に巻き込まれないように支援に努める。	
No.3 環境浄化活動	少年センター
少年を取り巻く環境の実態把握に努め、健全育成上有害と認められる事項について、関係機関に通報し、環境浄化を図る。	

4 子育てを支援する生活環境の整備

<課題>

生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、周囲の居住環境としての公共施設、公園、道路、河川などから危険を排除し、安全を確保することで良好なものに改善していくことが必要です。

さらに、子どもや子連れの親等が安全に、安心して歩くことができるように道路交通環境を整備し、施設のバリアフリー化や周辺環境の快適性の確保による安全・安心のまちづくりが求められています。

<実施施策と具体事業>

(1) 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代が求める、広くゆとりがあり、なおかつ低廉な家賃の住宅の確保ができるように、住宅情報の提供に努めます。

No.1 市営住宅維持管理事務事業	住宅課
一定の基準を満たした、住宅に困窮する低所得者に対し、低家賃の市営住宅の入居について、随時または定期的に入居者公募を行い、安全で快適な住生活の実現を図る。	

(2) 良好な居住環境の確保

児童館や保育所、公園などの遊具の改善や道路・河川の安全を確保し、良好な居住環境の確保に努めます。

No.1 通学路安全強化促進事業	道路管理課
学童等の通学路のうち特に学校周辺の道路施設の安全性を強化することで、学童の安全を確保する。	
No.2 通学路夜間安全対策促進事業	◆ 道路管理課
学童等の通学路のうち、特に学校施設に隣接する道路、交差点等に薄暮、夜間の事故を防止する施設を整備することで、学童の安全を確保する。	
No.3 道路の安全対策に関する事業	◆ 道路建設課
既存道路の改良を行うことで、歩行者の安全を確保する。	
No.4 公園等維持管理事業	公園みどり課
都市公園において安全領域が確保されていない遊具や劣化等により危険な遊具を改善する。	

No.5 河川等維持管理事業	◆	施設管理課
ネットフェンス等の設置及び補修を推進することにより、河川・水路への転落防止について、より一層の安全を確保する。		

(3) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図ります。

No.1 盛岡駅地下自由通路整備事業	◆	道路建設課
盛岡駅の東西を往来する歩行者の利便を図るために、駅東西の横断地下自由通路の設置をする。①横断地下自由通路の設置②既存階段のバリアフリー化		
No.2 市道中ノ橋通一丁目八幡町線整備事業	◆	道路建設課
現道内に歩行者通行帯を設け、道路全体をコミュニティ道路として整備する。①コミュニティ道路整備②消雪施設整備③電線類地中化整備		
No.3 通学路安全強化促進事業		道路管理課
【再掲】 4-(2)-No.1 参照		
No.4 通学路夜間安全対策促進事業	◆	道路管理課
【再掲】 4-(2)-No.2 参照		

(4) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、特に乗降客の多い盛岡駅に昇降設備を設置するなどのバリアフリー化を図ります。

① 公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化

No.1 交通施設バリアフリー化設備整備事業		市街地整備課
乗降客の多い盛岡駅にエレベータ、エスカレータの昇降設備を設置することによりバリアフリー化が図られ、また、公共交通機関としての鉄道の利用促進や福祉施設、病院等の施設利用の利便性にも寄与する。		

② 子育て世帯への情報提供

No.1 子育て応援ガイドブック発行事業		保健センター
【再掲】 1-(1)-④-No.10 参照		
No.2 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ）		児童福祉課・保健センター
【再掲】 1-(1)-④-No.11 参照		

(5) 安全・安心まちづくりの推進

子ども、子ども連れの親などが安全・安心に過ごすことができるように、周辺環境の整備を進め、快適性の確保に努めます。

No.1 遊び場整備事業	児童福祉課
町内会等が行う遊び場の整備，遊具等の補修事業に助成し，安全性・快適性を確保する。	
No.2 高齢者・障害者にやさしいみちづくり事業	道路管理課
歩道切下げ部における段差を解消することにより車椅子利用者・高齢者およびベビーカー利用者などの安全性・快適性を確保する。また視覚障害者誘導用ブロック設置を設置することにより視覚障害者の安全性の向上を図る。	
No.3 公園等維持管理事業	公園みどり課
【再掲】 4-(2)-No.4 参照	
No.4 河川等維持管理事業	施設管理課
【再掲】 4-(2)-No.5 参照	

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

<課題>

就労する女性は増加傾向にありますが，家事，育児，介護等のほとんどを女性が担ってきたという現状において，未婚化・晩婚化が進展する一方で，仕事と家庭の両方を担ってきた女性が，出産，子育てをためらう傾向が見られ，それが少子化の一つの要因と考えられています。

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や，家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた，新しいライフスタイルが求められています。

今後は，男女ともに充実した家庭生活を送り，子育てに参加できる環境づくりが必要であり，個々人に適した的確な職業を選択できるようにするとともに，「働き方の見直し」を進め，結婚や出産後も希望する仕事が続けられ，子育て後も職場への復帰ができるよう職場環境の整備を進めることが重要です。

また，ニート（Not in Employment, Education and Training＝職に就いていなく，学校機関にも所属しておらず，そして就労に向けた具体的な動きをしていない）と呼ばれる若者が問題視されています。求職をしないことからハローワークにも行かず，失業者にもカウントされないため，その実態はつかみにくいものとなっていますので，幼少期からの就業意識の啓発等のニートを予防する対策が必要です。

＜実施施策と具体事業＞

(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

高校生等の就職支援を行い、職業選択を的確に行なえるよう支援に努めていきます。また、男女の固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、啓発活動と情報の提供に努めていきます。

さらに、小・中・高等学校での職業体験を推進し、就業がもたらす社会性等について啓発活動を行い、ニート予防に努めるとともに、現在ニートに陥っている若者等に対する支援策について検討を進めていきます。

No.1 盛岡市高校生インターンシップ事業		雇用対策推進局・事業所
就職を希望する高校2年生を対象に、在学中に事業所で就業体験（インターンシップ）を行うことにより、主体的に職業選択ができる能力の育成を図り就職活動に対する意識の啓発を促し若年者の雇用を支援する。		
No.2 高校生スキルアップ支援事業	◆	雇用対策推進局
就職を希望する高校3年生を対象として、IT技術など実践的な職業能力を身につけるための研修を行い、職業選択の幅を広げるなどの支援を行う。		
No.3 女性情報等提供事業		青少年女性課
男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題などの情報を提供し意識啓発を図る。		
No.4 小中学生職業体験事業	◆	商工労政課・TMO
小中学生を対象に小売業の仕組み等の学習と、商店街等で実際に貨幣を使用した小売体験を行い、起業意欲と職業意識の向上を図る。		

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、各地域に配置している児童センターについては、一層の活用を図るなど保護者が働きやすい環境を整えていきます。

また、関係機関や事業者等との連携、協力のもとに、結婚・出産後も仕事を続けることができるよう取り組みを進めていきます。

No.1 通常保育事業	㊦	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(2)-No.1 参照		
No.2 延長保育事業	㊦	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(2)-No.2 参照		
No.3 休日保育事業 [㊦]		児童福祉課・保育所
【再掲】1-(2)-No.3 参照		

No.4 児童館管理運営事業		児童福祉課・社会福祉法人
【再掲】1-(4)-No.1 参照		
No.5 児童館整備事業		児童福祉課
【再掲】1-(4)-No.2 参照		
No.6 地域児童クラブ等運営事業	特	児童福祉課・地域児童クラブ
【再掲】1-(4)-No.3 参照		
No.7 盛岡市勤労者融資事業(育児休業生活安定資金)		商工労政課
市の区域内に住所を有する勤労者で育児休業中に臨時または緊急に資金を必要としているものに対して生活の安定のための資金を融資する。		
No.8 就労支援制度の普及啓発	命	商工労政課
育児休業取得率の向上が図られるよう啓発する。(H17 年度からアンケート調査の実施)		

6 子どもの安全の確保

<課題>

交通マナーの低下、あるいは交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、特に交通弱者である多くの子どもや高齢者などが危険にさらされているのが現状です。

また、一方で、相次ぐ遊具の事故や河川事故の発生、また、変質者や不審者の出没など、次世代を担う子ども達への安全対策が急務となっており、日常生活での子どもの安全確保が求められています。

<実施施策と具体事業>

(1) 子どもの交通安全の確保

子ども等を交通事故から守るため、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底により、交通事故防止対策を推進します。

No.1 交通安全対策事業		学校教育課
小中学校の児童・生徒の交通安全指導の充実を図り、交通安全教育の充実を図る。		
No.2 交通安全教室開催事業		交通対策課
交通安全に関する知識の普及と安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的し、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。		
No.3 交通指導員活動事業		交通対策課
子どもが交通事故に遭うことを防ぐため、通学路の登下校(園)時及び町内会・子供会等の行事、並びに交通安全教室等において交通指導員による交通安全指導を実施する。		

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、警察等関係機関との情報交換や迅速な犯罪、消費者被害等の情報提供に努めるとともに、少年非行の未然防止と早期発見、指導を行い、少年の自立と犯罪に巻き込まれないように支援を行います。

No.1 街頭補導活動事業	少年センター
【再掲】 3-(4)-No.1 参照	
No.2 少年相談活動事業	少年センター
【再掲】 3-(4)-No.2 参照	
No.3 子どもと親の相談員事業	学校教育課
【再掲】 3-(2)-②-No.11 参照	
No.4 出前！消費者講座事業	消費生活センター
中・高等学校、各PTA等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活がおくれるよう支援する。	

(3) 子どもの安全対策

子どもの健全育成を図るために、子どもを取り巻く環境を総合的に整備するハード・ソフトの各事業を「子どもの安全対策事業」として、全庁横断のプロジェクト事業と位置付けて実施、危険を排除した安全な環境づくりに努めます。

No.1 交通安全教室開催事業	交通対策課
【再掲】 6-(1)-No.2 参照	
No.2 交通指導員活動事業	交通対策課
【再掲】 6-(1)-No.3 参照	
No.3 児童安全環境づくり事業	児童福祉課
遊び場点検等について、盛岡市母親クラブ連絡協議会に委託することで、地域の自主的な団体の育成と、より一層の安全を確保、創造するための事業を行う。	
No.4 通学路安全強化促進事業	道路管理課
【再掲】 4-(2)-No.1 参照	
No.5 通学路夜間安全対策促進事業	◆ 道路管理課
【再掲】 4-(2)-No.2 参照	
No.6 道路の安全対策に関する事業	◆ 道路建設課
【再掲】 4-(2)-No.3 参照	

No.7 公園等維持管理事業		公園みどり課
【再掲】4-(2)-No.4 参照		
No.8 河川等維持管理事業	◆	施設管理課
【再掲】4-(2)-No.5 参照		
No.9 盛岡市立小学校及び幼稚園遊具保守点検事業	◆	総務課(教育委員会)
遊具の安全管理に関しては、定期的に学校等で実施しているが、より確実な点検を専門業者に委託して実施する。		
No.10 遊具修繕事業		総務課(教育委員会)
現在使用中止している遊具の修繕及び保守点検により修繕が必要とされる遊具の改修を実施する。		
No.11 学校フェンス設置事業		総務課(教育委員会)
学校フェンスが未設置の小中学校にフェンスを設置することにより、不審者の進入対策等の安全の確保を図る。		
No.12 小中学校危険樹木診断整備事業	◆	総務課(教育委員会)
小中学校の樹木について、専門家により樹勢の診断を行い、その結果、倒木の恐れ等の危険性を指摘された樹木について伐採・剪定等の整備を実施する。		

7 保護を必要とする子どもへの取り組みの推進

<課題>

近年、児童虐待に関する相談件数は増加する傾向にあり、その内容も深刻化してしています。児童虐待は子どもの健全な成長を阻害するものであることから、早期発見・早期対応が課題となっており、親と子どもの問題行動に地域全体で対応する仕組みづくりが求められています。

一方、離婚の増加等により、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭が増えていると考えられますが、ひとり親家庭における子育ては、経済的な面や社会的な面で不安定な状況にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。特に母子家庭は一般家庭に比べ収入が低く、就業支援や自立支援による生活の安定の確保が必要です。また、父子家庭においても、家庭生活における子どもの養育環境等における問題は母子家庭と同様であると考えられることから、支援施策の情報提供が必要です。

また、障害のある子どもを持つ子育て家庭についても、社会的な不安を抱えており、障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

<実施施策と具体事業>

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防ぐこと、また早期発見のために、児童養育に関する相談への助言を行うとともに、関係機関で構成する連絡会議にて相談、対応の充実を図ります。

No.1 家庭相談員活動事業	児童福祉課
【再掲】1-(1)-①-No.1 参照	
No.2 児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）	児童福祉課
児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関推薦者で構成する連絡会議を開催し、具体的な虐待や養育の悩み等の事例検討や虐待の情報交換を行う。	

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法の一部改正により市町村においても「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（自立促進計画）」を策定することとなりました。盛岡市においてはこの項が自立促進計画を構成するものとして、以下の内容で支援を図ります。

ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談指導等にきめ細やかに対応するため、相談事業の充実に努めます。

母子家庭が自ら進んで自立するために安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力向上のための知識・技能習得などの支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭が安心して、子育てと就業の両立ができるように、保育所への優先入所、保育サービスの提供及び住宅の確保への配慮など、子育てや生活面に対する支援体制の充実を図ります。

母子家庭の自立や子どもの就学のため、母子寡婦福祉資金や児童扶養手当制度等に関する情報提供や、適正な支給事務の推進により経済的支援の充実を図ります。

父子家庭に対しては、今まで以上に情報提供を行い、子育てに対する支援に努めます。

① 相談機能の充実

No.1 家庭相談員活動事業	児童福祉課
【再掲】1-(1)-①-No.1 参照	
No.2 婦人相談事業	児童福祉課
様々な問題を抱えた女性の相談に対応し、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。	

② 就業支援対策の充実

No.1 母子・寡婦福祉資金貸付事業		児童福祉課
母子家庭や寡婦の方々の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上や子どもの健やかな成長を図るための資金の貸し付けを行う。		
No.2 母子家庭自立支援給付金支給事業	◆	児童福祉課
母子家庭の母親の雇用の安定及び就職の促進を目的とし、求職活動の促進と職業生活の安定を図るための給付金及び知識と技能の習得を容易にするための給付金を支給する。		

③ 子育て・生活環境の整備

No.1 子育て短期支援事業（ショートステイ）	特	児童福祉課・児童養護施設
【再掲】1-(1)-②-No.1 参照		
No.2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	特	児童福祉課・児童養護施設
【再掲】1-(1)-②-No.2 参照		
No.3 乳幼児健康支援デイサービス事業	特	児童福祉課・医療機関
【再掲】1-(1)-②-No.3 参照		
No.4 通常保育事業	特	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(2)-No.1 参照		
No.5 延長保育事業	特	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(2)-No.2 参照		
No.6 休日保育事業	特	児童福祉課・保育所
【再掲】1-(2)-No.3 参照		
No.7 児童館管理運営事業		児童福祉課・社会福祉法人
【再掲】1-(4)-No.1 参照		
No.8 児童館整備事業		児童福祉課
【再掲】1-(4)-No.2 参照		
No.9 地域児童クラブ等運営事業	特	児童福祉課・地域児童クラブ
【再掲】1-(4)-No.3 参照		
No.10 母子生活支援施設管理運営事業		かつら荘
母子家庭等の母子等を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。		
No.11 市営住宅維持管理事務事業		住宅課
【再掲】4-(1)-No.1 参照		

④ 経済的支援の充実

No.1 保育所保育料の軽減	児童福祉課
【再掲】 1-(1)-③-No.1 参照	
No.2 乳幼児・妊産婦医療費給付事業	医療給付課
【再掲】 1-(1)-③-No.2 参照	
No.3 児童手当支給事業	児童福祉課
【再掲】 1-(1)-③-No.3 参照	
No.4 母子家庭等医療費給付事業	医療給付課
母子家庭等の母子等の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。	
No.5 児童扶養手当支給事業	児童福祉課
父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。	
No.6 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校管理課
【再掲】 1-(1)-③-No.5 参照	
No.7 母子・寡婦福祉資金貸付事業	児童福祉課
【再掲】 7-(2)-②-No.1 参照	
No.8 母子家庭自立支援給付金支給事業	◆ 児童福祉課
【再掲】 7-(2)-②-No.2 参照	

(3) 障害児施策の充実

乳幼児期に行われる健康診査は、疾病や疾病リスクの早期発見の機会として、また、疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会としても重要です。そのため、定期の乳幼児健康診査等から身体面の発育不良、視聴覚障害、精神・運動発達遅延などの早期発見に努めるとともに、発見された子どもに対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携を取りながら、専門的立場で対応し、障害に応じた専門機関のサポートを受けながら適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実していきます。

No.1 乳幼児総合診査事業	保健センター
【再掲】 2-(1)-No.11 参照	
No.2 重度心身障害者医療費給付事業	医療給付課
障害者の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。対象者は①身体障害者手帳1級又は2級②特別児童扶養手当1級③障害基礎年金1級④療育手帳Aのいずれかに該当する者。	

No.3 中度身体障害者医療費給付事業	医療給付課
中度身体障害者の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。対象者は身体障害者手帳3級又は4級に該当する者（ただし4級は所得制限あり）。	
No.4 ひまわり学園管理運営事業	障害福祉課
知的障害児を保護者のもとから通園させ保護するとともに、日常生活に必要な知識や技能を与え、また集団生活に適応できるよう指導を行い、障害児の成長の助長を図る。	
No.5 母子通園事業	障害福祉課
心身の発達が遅滞傾向にあると思われる乳幼児に対し、早期訓練を行うとともに保護者に対して障害についての正しい理解と訓練の方法を指導する。	
No.6 おもちゃ図書館整備事業	障害福祉課
心身障害児の知能・感覚・運動機能の発達を促すため、ひまわり学園の中におもちゃ図書館を設置する。（毎月第1，第3土曜日開館）	
No.7 心身障害児居宅生活支援事業	障害福祉課
在宅の障害児及びその保護者に対し、ホームヘルパーの派遣，デイサービス，短期入所の利用に係る居宅生活支援費の支給を行う。	
No.8 身体障害者居宅生活支援事業（身体障害児補装具給付，日常生活用具給付）	障害福祉課
障害児に対し，身体の障害の部分を補うための補装具に要する費用の支給，もしくは生活の利便を図るための日常生活用具の給付を行う。	
No.9 特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）	障害福祉課
20歳未満で，日常生活において常時介護が必要な重度の障害を有する児童に対し，障害児福祉手当を支給する。	
No.10 特別児童扶養手当支給事業	障害福祉課
精神や身体に障害のある20歳未満の児童を養育している父母，または養育者に特別児童扶養手当を支給する。	
No.11 特別支援教育事業	学校教育課
【再掲】3-(2)-①-No.6 参照	

第5章 目標数値の設定

この計画を進めるために、実施施策の具体事業に次の目標数値を設定し、取り組みをいたします。

注) ㊦＝子育て支援サービス等の特定14事業に該当する事業

◆＝新規事業

㊦＝再掲事業

1 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援サービスの充実

① 居宅における児童の養育を支援

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 地域子育て支援センター事業（子育て相談） ㊦	児童福祉課 保育所	設置か所数	4か所	8か所
No.3 ファミリーサポートセンター事業 ㊦	児童福祉課 NPO法人	設置か所数	1か所	1か所
No.4 妊産婦・乳幼児相談事業	保健センター	安心テレホンを知ってる割合 気軽に相談できた割合	63.1% 93.1%	70.0% 95.0%
No.6 ブックスタート事業 ◆	保健センター 図書館	参加者数 ボランティア登録数	- -	900人 30人

② 保育施設等における養育を支援

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 子育て短期支援事業（ショートステイ） ㊦	児童福祉課 児童養護施設	設置か所数 定員数	5か所 88人	5か所 88人
No.2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） ㊦	児童福祉課 児童養護施設	設置か所数 定員数	5か所 88人	5か所 88人
No.3 乳幼児健康支援デイサービス事業 ㊦	児童福祉課 医療機関	設置か所数 定員数	2か所 10人	2か所 10人
No.4 一時保育事業 ㊦	児童福祉課 保育所	設置か所数	6か所	8か所
No.5 地域子育て支援センター事業（子育て相談） ㊦㊦	児童福祉課 保育所	設置か所数	4か所	8か所

No.6 地域子育て支援センター事業（ぴよんぴよん広場） 特	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	1 か所 150 回	1 か所 150 回
No.7 地域子育て支援センター事業（にこにこルーム） 特命	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	- -	4 か所 40 回
No.8 地域子育て支援センター事業（公立保育園一斉園開放） 特	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	18 か所 11 回	18 か所 22 回

③ 子育てにかかる費用の軽減

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 保育所保育料の軽減	児童福祉課	保育料の軽減率	26.0%	26.0%

④ 子育てに関する情報の提供・相談

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 地域子育て支援センター事業（ぴよんぴよん広場） 特	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	1 か所 150 回	1 か所 150 回
No.3 地域子育て支援センター事業（こんにちはママさん講座） 特	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	4 か所 4 回	4 か所 4 回
No.4 地域子育て支援センター事業（子育てサークルの支援） 特	児童福祉課 保育所	サークル数	15 サークル	15 サークル
No.5 地域子育て支援センター事業（にこにこルーム） 特命	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	- -	4 か所 40 回
No.6 地域子育て支援センター事業（子育てサークルの情報提供） 特	児童福祉課 保育所	問い合わせ件数	100 件	100 件
No.7 地域子育て支援センター事業（公立保育園一斉園開放） 特	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	18 か所 11 回	18 か所 22 回
No.8 つどいの広場事業 特命	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	1 か所 150 回	5 か所 190 回
No.9 妊産婦・乳幼児相談事業 	保健センター	安心テレホンを知っている割合 気軽に相談できた割合	63.1% 93.1%	70.0% 95.0%
No.10 子育て応援ガイドブック発行事業	保健センター	知っている割合 活用している割合	94.0% 72.9%	98.0% 80.0%
No.11 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ）	児童福祉課 保健センター	アクセス数	3,000 件	8,000 件

(2) 保育サービスの充実

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 通常保育事業 特	児童福祉課 保育所	入所定員数	4,539 人	4,749 人
No.2 延長保育事業 特	児童福祉課 保育所	利用児童数	820 人	857 人
No.3 休日保育事業 特	児童福祉課 保育所	設置か所数	4 か所	5 か所

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 地域子育て支援センター事業（こんにちはママさん講座） 特 国	児童福祉課 保育所	実施か所数 実施回数	4 か所 4 回	4 か所 4 回
No.2 地域子育て支援センター事業（子育てサークルの情報提供） 特 国	児童福祉課 保育所	問い合わせ件数	100 件	100 件
No.3 子育て応援ガイドブック発行事業 国	保健センター	知っている割合 活用している割合	94.0% 72.9%	98.0% 80.0%
No.4 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ） 国	児童福祉課 保健センター	アクセス数	3,000 件	8,000 件

(4) 子どもの健全育成

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 児童館管理運営事業	児童福祉課 社会福祉法人	留守家庭登録児童数 利用人数	4,219 人 571,124 人	4,500 人 598,000 人
No.2 児童館整備事業	児童福祉課	整備か所数	33 か所	34 か所
No.3 地域児童クラブ等運営事業 特	児童福祉課 地域児童クラブ	設置か所数	20 か所	24 か所
No.4 母親クラブ活動育成事業	児童福祉課	設置か所数	40 か所	41 か所

2 母と子どもの健康の確保・増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 母子健康手帳交付及び妊婦相談事業	保健センター	妊娠中の喫煙率	6.6%	3%
No.2 妊婦健康診査事業	保健センター	妊婦健康診査受診率	91.9%	93.0%
No.3 妊産婦・乳幼児相談事業 罎	保健センター	安心テレホンを知ってる割合 気軽に相談できた割合	63.1% 93.1%	70.0% 95.0%
No.4 母親教室事業	保健センター	初妊婦の受講割合 教室参加で不安が軽減した割合	74.7% 85.0%	80.0% 90.0%
No.5 育児教室事業	保健センター	育児が楽しくなった割合 触れ合う時間が増えた割合	80.6% 67.9%	85.0% 70.0%
No.6 妊産婦・新生児訪問指導事業	保健センター	第1子の訪問割合 育児不安が少なくなった割合	52.4% 96.2%	60.0% 98.0%
No.7 出産前小児保健指導事業	保健センター	指導を利用した妊婦数 事業を知っている割合	10人 30.0%	20人 50.0%
No.8 歯科健康審査事業	保健センター	幼児歯科健診受診率(3歳児) 妊産婦歯科健診受診率	93.0% 24.0%	95.0% 40.0%
No.9 乳幼児健康診査事業	保健センター	乳幼児健康診査受診率(3歳児)	93.0%	94.0%
No.11 乳幼児総合診査事業	保健センター	初診児の3歳未満児割合	49.4%	60.0%
No.12 子育て応援ガイドブック発行事業 罎	保健センター	知っている割合 活用している割合	94.0% 72.9%	98.0% 80.0%
No.13 子育て支援事業(子育て総合支援ホームページ) 罎	児童福祉課 保健センター	アクセス数	3,000件	8,000件

(2) 「食育」の推進

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 食生活改善推進員地区活動	保健センター	食育に取り組んでいる地域 教室開催回数	5か所 5回	10か所 10回
No.3 育児教室事業 罎	保健センター	受講者数	800人	900人

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 看護ふれあい体験事業	保健センター	参加者数	26人	50人

(4) 小児医療の充実

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.5 予防接種事業	保健センター	1歳6ヶ月までに麻疹が終了している子供の割合	71.7%	85.0%
No.6 幼児インフルエンザ予防接種事業	保健センター	インフルエンザ接種者数	3,200人	3,500人

3 子どもの教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 地域子育て支援センター事業 (高校生体験保育)	児童福祉課 保育所	参加者数	120人	150人

(2) 学校の教育環境等の整備

① 学力の向上

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 学校支援事業	学校教育課	非常勤職員の配置数	30人	40人
No.3 地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業 (総合学習)	学校教育課	地域人材等の招聘回数 (小) 地域人材等の招聘回数 (中)	456回 80回	456回 120回
No.4 国際交流関係	学校教育課	米国に派遣する生徒数 中・高校に配属する留学生数	7人 5人	7人 10人
No.6 特別支援教育事業	学校教育課	障害のある児童生徒の措置率	85.0%	90.0%

No.7 教育研究事業	教育研究所	教育研究発表会への参加率	30.0%	100.0%
No.8 教育研修事業	教育研究所	資料等の貸し出し件数	100 件	150 件
No.9 一般研修事業	教育研究所	公開講座への参加率	50.0%	100.0%

② 豊かな心の育成

事業名	担当課等	指 標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.4 生徒指導強化推進	学校教育課	不登校児童生徒出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.5 心の教室相談員活用調査研究委託事業	学校教育課	不登校児童生徒出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.6 いきいきスクール事業	学校教育課	不登校児童生徒出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.7 善行表彰事業	学校教育課	推薦者数	10 人（団体）	30 人（団体）
No.8 学校支援事業 国	学校教育課	非常勤職員の配置数	30 人	40 人
No.9 地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業（総合学習） 国	学校教育課	地域人材等の招聘回数（小） 地域人材等の招聘回数（中）	456 回 80 回	456 回 120 回
No.10 適応指導教室事業	教育研究所	通級児童生徒の学校復帰率	50.0%	80.0%
No.11 子どもと親の相談員事業	学校教育課	不登校児童生徒出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.14 子ども会活動支援事業	生涯学習スポーツ課	子ども会構成員数	15,000 人	15,300 人
No.15 親子土遊塾	区界高原少年自然の家	定員	90 家族	450 家族
No.16 アウトドアイン区界	区界高原少年自然の家	定員	200 人	1,000 人
No.17 親子スキー教室	区界高原少年自然の家	定員	140 人	700 人

③ 健やかな体の育成

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 生徒指導強化推進 画	学校教育課	不登校児童生徒 出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.3 善行表彰事業 画	学校教育課	推薦者数	10人	30人
No.4 学校支援事業 画	学校教育課	非常勤職員の配 置数	30人	40人
No.5 学校プール管理事務	学校教育課	大腸菌非検出校	45校	56校
No.6 学校保健事業及び幼稚園管 理事務	学校教育課	定期検診受診率	98.5%	99.8%
No.7 地域や学校の特色を生かした教 育活動推進事業（総合学習） 画	学校教育課	地域人材等の招聘回数（小） 地域人材等の招聘回数（中）	456回 80回	456回 120回
No.8 学校保健関係事業	学校教育課	就学前健康診断 受診率	99.1%	99.4%
No.9 学校体育振興事業	学校教育課	体力テスト各種目の全国 平均を上回る種目数	小学校 8 中学校 79	小学校 25 中学校 80
No.10 適応指導教室事業 画	教育研究所	通級児童生徒の 学校復帰率	50.0%	80.0%

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 子どもと親の相談員事業 画	学校教育課	不登校児童生徒 出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.3 家庭教育を考えるつどい	生涯学習スポー ツ課	参加者数	800人	1,500人
No.9 育児教室事業 画	保健センター	育児が楽しくなった割合 触れ合う時間が増えた割合	80.6% 67.9%	85.0% 70.0%
No.11 ブックスタート事業 画	保健センター 図書館	参加者数 ボランティア登録数	- -	900人 30人

② 地域の教育力の向上

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 少年指導員登録・研修事業	生涯学習スポーツ課	登録者数	300人	350人
No.3 社会教育関係団体への活動助成	生涯学習スポーツ課	関係団体の構成員数	42,500人	45,000人
No.4 こどもエコクラブ支援事業	環境企画課	登録団体数 登録人数	11団体 107人	15団体 150人
No.5 水生生物による水質調査事業	環境企画課	参加団体数 参加人数	15団体 350人	18団体 400人

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 少年相談活動事業	少年センター	年間相談人数	50人	100人

4 子育てを支援する生活環境の整備

(2) 良好な居住環境の確保

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 通学路安全強化促進事業	道路管理課	防護柵設置か所数	3か所	20か所
No.2 通学路夜間安全対策促進事業 ◆	道路管理課	道路照明等設置か所数	-	77か所
No.3 道路の安全対策に関する事業 ◆	道路建設課	整備延長 退避所及び視距改良	- -	122m 3か所
No.4 公園等維持管理事業	公園みどり課	安全領域改善遊具数 修繕遊具数	23.5% 38.2%	100.0% 69.8%
No.5 河川等維持管理事業 ◆	施設管理課	転落防止柵設置延長	-	1,540m

(3) 安全な道路交通環境の整備

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 盛岡駅地下自由通路整備事業 ◆	道路建設課	整備延長	-	120m
No.2 市道中ノ橋通一丁目八幡町線整備事業 ◆	道路建設課	整備延長	-	520m
No.3 通学路安全強化促進事業 ■	道路管理課	防護柵設置か所数	3か所	20か所
No.4 通学路夜間安全対策促進事業 ◆■	道路管理課	道路照明等設置か所数	-	77か所

(4) 安心して外出できる環境の整備

② 子育て世帯への情報提供

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 子育て応援ガイドブック発行事業 ■	保健センター	知っている割合 活用している割合	94.0% 72.9%	98.0% 80.0%
No.2 子育て支援事業（子育て総合支援ホームページ） ■	児童福祉課 保健センター	アクセス数	3,000件	8,000件

(5) 安全・安心のまちづくりの推進

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 高齢者・障害者にやさしいみちづくり事業	道路管理課	段差解消・点字ブロック設置か所数	41か所	175か所
No.3 公園等維持管理事業 ■	公園みどり課	安全領域改善遊具数 修繕遊具数	23.5% 38.2%	100.0% 69.8%
No.4 河川等維持管理事業 ◆■	施設管理課	転落防止柵設置延長	-	1,540m

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 盛岡市高校生インターンシップ事業	雇用対策推進局 ・事業所	就業体験者数	87人	100人
No.2 高校生スキルアップ支援事業 ◆	雇用対策推進局	参加者数	-	40人
No.3 女性情報等提供事業	青少年女性課	女性情報紙の発行部数	13,500部/回	130,000部/回
No.4 小中学生職業体験事業 ◆	商工労政課 TMO	実施対象校 実施回数	1校 1回	5校 5回

(2) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 通常保育事業 特 園	児童福祉課 保育所	入所児童数	4,539人	4,749人
No.2 延長保育事業 特 園	児童福祉課 保育所	利用児童数	820人	857人
No.3 休日保育事業 特 園	児童福祉課 保育所	設置か所数	4か所	5か所
No.4 児童館管理運営事業 園	児童福祉課	留守家庭登録児童数 利用人数	4,219人 571,124人	4,500人 598,000人
No.5 児童館整備事業 園	児童福祉課	整備か所数	33か所	34か所
No.6 地域児童クラブ等運営事業 特 園	児童福祉課	設置か所数	20か所	24か所
No.7 盛岡市勤労者融資事業(育児休業生活安定資金)	商工労政課	貸付件数 貸付金額	2件 1,900,000円	4件 2,500,000円
No.8 就労支援制度の普及啓発 ◆	商工労政課	育児休業取得率	-	80%

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全の確保

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 交通安全対策事業	学校教育課	交通事故発生件数	80件	70件
No.2 交通安全教室開催事業	交通対策課	開催回数 参加者数	245回 33,064人	260回 36,161人
No.3 交通指導員活動事業	交通対策課	活動延べ日数 交通指導員数	20,909日 152人	23,150日 155人

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.2 少年相談活動事業 ☒	少年センター	年間相談人数	50人	100人
No.3 子どもと親の相談員事業 ☒	学校教育課	不登校児童生徒 出現率	小学校 0.33% 中学校 2.63%	小学校 0.32% 中学校 2.62%
No.4 出前！消費者講座事業	消費生活センター	消費者講座受講 人数	9,000人	10,000人

(3) 子どもの安全対策

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 交通安全教室開催事業 ☒	交通対策課	開催回数 参加者数	245回 33,064人	260回 36,161人
No.2 交通指導員活動事業 ☒	交通対策課	活動延べ日数 交通指導員数	20,909日 152人	23,150日 155人
No.4 通学路安全強化促進事業 ☒	道路管理課	防護柵設置か所 数	3か所	20か所
No.5 通学路夜間安全対策促進事 業 ◆☒	道路管理課	道路照明等設置 か所数	-	77か所
No.6 道路の安全対策に関する事 業 ◆☒	道路建設課	整備延長 退避所及び視距改良	- -	122m 3か所
No.7 公園等維持管理事業 ☒	公園みどり課	安全領域改善遊具数 修繕遊具数	23.5% 38.2%	100.0% 69.8%

No.8 河川等維持管理事業 ④ 国	施設管理課	転落防止柵設置 延長	-	1,540m
No.9 盛岡市立小学校及び幼稚園 遊具保守点検事業 ④	総務課(教育委 員会)	点検実施施設数	-	41 施設
No.10 遊具修繕事業	総務課(教育委 員会)	改修済み遊具数/ 改修必要遊具件数	7/14 件	14/14 件
No.11 学校フェンス設置事業	総務課(教育委 員会)	設置済み校数/ 未設置校数	5/7 校	7/7 校
No.12 小中学校危険樹木診断整備 事業 ④	総務課(教育委 員会)	樹木整備実施済み樹木割合 樹木診断実施済み小中学校数	- -	100.0% 58 校

7 保護を必要とする子どもへの取り組みの推進

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

③ 子育て・生活環境の整備

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 子育て短期支援事業（ショ ートステイ） ④ 国	児童福祉課 児童養護施設	設置か所数 定員数	5 か所 88 人	5 か所 88 人
No.2 子育て短期支援事業（トワ イライトステイ） ④ 国	児童福祉課 児童養護施設	設置か所数 定員数	5 か所 88 人	5 か所 88 人
No.3 乳幼児健康支援デイサービ ス事業 ④ 国	児童福祉課 医療機関	設置か所数 定員数	2 か所 10 人	2 か所 10 人
No.4 通常保育事業 ④ 国	児童福祉課 保育所	入所定員数	4,539 人	4,749 人
No.5 延長保育事業 ④ 国	児童福祉課 保育所	利用児童数	820 人	857 人
No.6 休日保育事業 ④ 国	児童福祉課 保育所	設置か所数	4 か所	5 か所
No.7 児童館管理運営事業 国	児童福祉課 社会福祉法人	留守家庭登録児童数 利用人数	4,219 人 571,124 人	4,500 人 598,000 人
No.8 児童館整備事業 国	児童福祉課	整備か所数	33 か所	34 か所
No.9 地域児童クラブ等運営事業 ④ 国	児童福祉課 地域児童クラブ	設置か所数	20 か所	24 か所

④ 経済的支援の充実

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 保育所保育料の軽減 園	児童福祉課	保育料の軽減率	26.0%	26.0%

(3) 障害児施策の充実

事業名	担当課等	指標	平成16年度 現状	平成21年度 目標値
No.1 乳幼児総合診査事業 園	保健センター	初診児の3歳未満児割合	49.4%	60.0%
No.7 心身障害児居宅生活支援事業	障害福祉課	延べ利用者数	162人	333人
No.8 身体障害者居宅生活支援事業 (身体障害児補装具給付, 日常生活用具給付)	障害福祉課	延べ給付件数	567人	719人
No.11 特別支援教育事業 園	学校教育課	障害のある児童生徒の措置率	85.0%	90.0%

第6章 計画の推進体制

1 盛岡市次世代育成支援対策推進地域協議会の設置

この計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、計画の実施状況を把握・点検するために、市民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。

具体的には、公募による市民代表や学識者、関係機関、関係団体で構成される「盛岡市次世代育成支援対策推進地域協議会」を設置し、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。

2 関係機関との連携強化

すべての家庭を対象とした子育て支援を総合的に行っていくためには、市の施策の推進だけでなく、市内外の関係機関、市内の住民組織等との協働が不可欠です。

そこで、市内の子育て支援に関わるボランティアやNPOなどの住民組織や、児童相談所、保健所、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、市内の教育関連施策や都市施策、住宅施策等の所管課との連絡・調整をこれまで以上に行っていきます。

3 次世代育成支援事務局の設置

子育て支援に関する新たな取り組みを推進するために、市内に「次世代育成支援事務局」を設置しており、関係所管課の調整等を行います。

資料編

1 盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画の策定経過等

- 平成 16 年 7 月 28 日 ○第 1 回盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会
平成 16 年 10 月 13 日 ○第 2 回盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会
平成 16 年 11 月 22 日 ■政策形成推進会議
平成 16 年 11 月 29 日 ○第 3 回盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会
平成 17 年 1 月 11 日 ■政策形成推進会議
平成 17 年 1 月 14 日～ 2 月 4 日 《パブリックコメント実施》
平成 17 年 2 月 14 日 ○第 4 回盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会
平成 17 年 2 月 21 日 ■政策形成推進会議
平成 17 年 3 月 10 日「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」決定 市長決裁

2 盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会設置要領

(設置)

第 1 次世代育成支援対策推進行動計画の策定に関し意見を得るため、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第 2 懇話会は、委員 18 人以内をもって組織する。

(座長及び副座長)

第 3 懇話会に座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の座長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 懇話会は市長が招集する。

(庶務)

第 5 懇話会の庶務は、保健福祉部次世代育成支援事務局において処理する。

(補則)

第 6 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(実施期日)

第 7 この要領は、平成 16 年 4 月 28 日から実施する。

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画策定懇話会委員

	氏 名	所属団体等・役職名
座 長	雫 石 礼 子	岩手県立大学社会福祉学部教授
副座長	菊 池 衛	盛岡市社会福祉施設連絡協議会会長
委 員	三 浦 義 孝	盛岡市医師会副会長
委 員	柴 田 理	盛岡市歯科医師会副会長
委 員	松 本 静 毅	盛岡商工会議所青年部会長
委 員	高 橋 郁 雄	盛岡市小学校長会会長
委 員	齊 藤 久 昭	盛岡市PTA連合会副会長
委 員	坂 本 洋	岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会会長
委 員	佐々木 政 弘	盛岡市私立保育園長会副会長
委 員	松 岡 政 信	盛岡市学童保育連絡協議会会長
委 員	西 山 麻由美	子育てサークル「どろんこキッズ」代表
委 員	鈴 木 千恵子	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委 員	鎌 田 まき子	盛岡市子ども会育成連絡協議会副会長
委 員	中 村 不二子	盛岡市社会福祉協議会理事
委 員	島 守 智恵子	盛岡市地域女性団体協議会事務局長
委 員	鎌 田 正 子	盛岡市母親クラブ連絡協議会副会長
委 員	佐 藤 夕 子	公募委員
委 員	播 磨 瑞 枝	公募委員

3 盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査結果について

(1) 調査趣旨及び目的

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に向けて、市民の方々の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために実施。

(2) 調査概要

① 調査対象

- ・ 就学前児童調査：盛岡市の住民基本台帳から無作為に抽出した就学前児童の保護者 1,580 人（全体の約 1 割）
- ・ 小学校児童調査：盛岡市の住民基本台帳から無作為に抽出した小学校児童の保護者 1,690 人（全体の約 1 割）

② 実施時期

平成 16 年 2 月

③ 有効回答数

- ・ 就学前児童調査：1,007（回収数 1,040 回収率 65.8% 無回答 33）
- ・ 小学校児童調査：1,173（回収数 1,200 回収率 71.0% 無回答 27）

④ 調査方法

- ・ 就学前児童調査：民生委員による配布・回収／設問数 28 問
- ・ 小学校児童調査：民生委員による配布・回収／設問数 20 問

(3) 就学前児童調査

(3)-1 子育てに関して不安感や負担感などはお感じですか。

	回答数	構成比
非常に不安や負担を感じる	76	7.5%
なんとなく不安や負担を感じる	365	36.2%
あまり不安や負担などは感じない	293	29.1%
全く感じない	48	4.8%
なんともいえない	216	21.4%
無回答	9	0.9%
総計	1,007	100.0%

(3)-2 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどんなことですか。

	回答数	構成比
病気や発育・発達に関すること	294	29.2%
食事や栄養に関すること	267	26.5%
育児の方法がよくわからないこと	45	4.5%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	151	15.0%
子どもと接する時間を十分にとれないこと	236	23.4%
話し相手や相談相手がいないこと	56	5.6%
仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	337	33.5%
子どもの教育に関すること	281	27.9%
友達づきあいに関すること	177	17.6%
登園拒否、不登校などの問題について	48	4.8%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	130	12.9%
配偶者・パートナーとの子育てに関しての意見が合わないこと	57	5.7%
自分の子育てについて、親族・近所・職場などまわりの人の目が気になること	64	6.4%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	141	14.0%
子どもを叱りすぎているような気がする	394	39.1%
子どもに暴力を振るったり、子どもの世話をしなかったりしてしまうこと	17	1.7%
地域の子育て支援サービスの利用・申し込み方法がよくわからないこと	121	12.0%
その他	54	5.4%
特になし	114	11.3%
回答者数合計	1,007	100.0%

(3)-3 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどのようなことですか。

	回答数	構成比
子育てによる身体の疲れが大きい	194	9.3%
子育てで出費がかさむ	362	35.9%
自分の自由な時間が持てない	343	34.1%
夫婦で楽しむ時間が持てない	135	13.4%
仕事が十分できない	160	15.9%
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	63	6.3%
子どもが病気がちである	85	8.4%
住居が狭い	213	21.2%
その他	63	6.3%
負担に思うことは特にない	207	20.6%
回答者数合計	1,007	100.0%

(3)-4 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることはなんですか。

	回答数	構成比
急な残業が入ってしまう	191	19.0%
自分や子どもが病気の時代わりに面倒を見る人がいない	361	35.8%
家族の理解が得られない	34	3.4%
職場の理解が得られない	154	15.3%
子どもの他に面倒を見なければならない人がいる	30	3.0%
子どもを預ける保育所などが見つからない	59	5.9%
子どもと接する時間が少ない	314	31.2%
その他	53	5.3%
回答者数合計	1,007	100.0%

(3)-5 市に対してどのような子育て支援の充実を望んでいますか。

	回答数	構成比
児童センター(館)など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	270	26.8%
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	656	65.1%
子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作してほしい	139	13.8%
保育所を増やしてほしい	175	17.4%
幼稚園を増やしてほしい	47	4.7%
保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい	693	68.8%
専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい	436	43.3%
安心して子どもを医療機関にかけられる体制を整備してほしい	460	45.7%
多子世帯の優先入居や広い世帯の割当など、公営住宅での配慮がほしい	133	13.2%
残業時間の短縮や休暇取得の促進など、企業に対して職場の改善を働きかけてほしい	271	26.9%
子育てについて学べる機会を作してほしい	104	10.3%
その他	56	5.6%
回答者数合計	1,007	100.0%

(4) 小学校児童調査

(4)-1 子育てに関して不安感や負担感などはお感じですか。

	回答数	構成比
非常に不安や負担を感じる	90	7.7%
なんとなく不安や負担を感じる	392	33.4%
あまり不安や負担などは感じない	349	29.8%
全く感じない	94	8.0%
なんともいえない	223	19.0%
無回答	25	2.1%
総計	1,173	100.0%

(4)-2 子育てに関して日常悩んでいることはどのようなことですか。

	回答数	構成比
病気や発育・発達に関すること	191	16.3%
食事や栄養に関すること	174	14.8%
育児の方法がよくわからないこと	21	1.8%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	118	10.1%
子どもと接する時間を十分にとれないこと	255	21.7%
話し相手や相談相手がいないこと	40	3.4%
仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	154	13.1%
子どもの教育に関すること	417	35.5%
友達づきあいに関すること	306	26.1%
登園拒否，不登校などの問題について	54	4.6%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	120	10.2%
配偶者・パートナーとの子育てに関しての意見が合わないこと	67	5.7%
自分の子育てについて，親族・近所・職場などまわりの人の目が気になること	44	3.8%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	90	7.7%
子どもを叱りすぎているような気がする	345	29.4%
子どもに暴力を振るったり，子どもの世話をしなかつたりしてしまうこと	9	0.8%
地域の子育て支援サービスの利用・申し込み方法がよくわからないこと	38	3.2%
その他	73	6.2%
特にない	231	19.7%
回答数合計	1,173	100.0%

(4)-3 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどのようなことですか。

	回答数	構成比
子育てによる身体の疲れが大きい	104	8.9%
子育てで出費がかさむ	435	37.1%
自分の自由な時間が持てない	157	13.4%
夫婦で楽しむ時間が持てない	40	3.4%
仕事が十分できない	136	11.6%
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	38	3.2%
子どもが病気がちである	36	3.1%
住居が狭い	199	17.0%
その他	97	8.3%
負担に思うことは特にない	404	34.4%
回答数合計	1,173	100.0%

(4)-4 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じていることはなんですか。

	回答数	構成比
急な残業が入ってしまう	226	19.3%
自分や子どもが病気の時代わりに面倒を見る人がいない	453	38.6%
家族の理解が得られない	34	2.9%
職場の理解が得られない	133	11.3%
子どもの他に面倒を見なければならない人がいる	37	3.2%
子どもを預ける保育所などが見つからない	22	1.9%
子どもと接する時間が少ない	387	33.0%
その他	148	12.6%
回答数合計	1,173	100.0%

(4)-5 市に対してどのような子育て支援の充実を望んでいますか。

	回答数	構成比
児童センター(館)など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	203	17.3%
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	486	41.4%
子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作ってほしい	155	13.2%
保育所を増やしてほしい	71	6.1%
幼稚園を増やしてほしい	9	0.8%
保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい	401	34.2%
専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい	289	24.6%
安心して子どもを医療機関にかけられる体制を整備してほしい	544	46.4%
多子世帯の優先入居や広い世帯の割当など、公営住宅での配慮がほしい	117	10.0%
残業時間の短縮や休暇取得の促進など、企業に対して職場の改善を働きかけてほしい	260	22.2%
子育てについて学べる機会を作ってほしい	89	7.6%
その他	107	9.1%
回答数合計	1,173	100.0%

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画

子どもがまんなか ～みんなで育む子どもの笑顔～

《平成 17 年 3 月》

発 行 盛岡市保健福祉部次世代育成支援事務局
T E L 019-651-4111
ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>